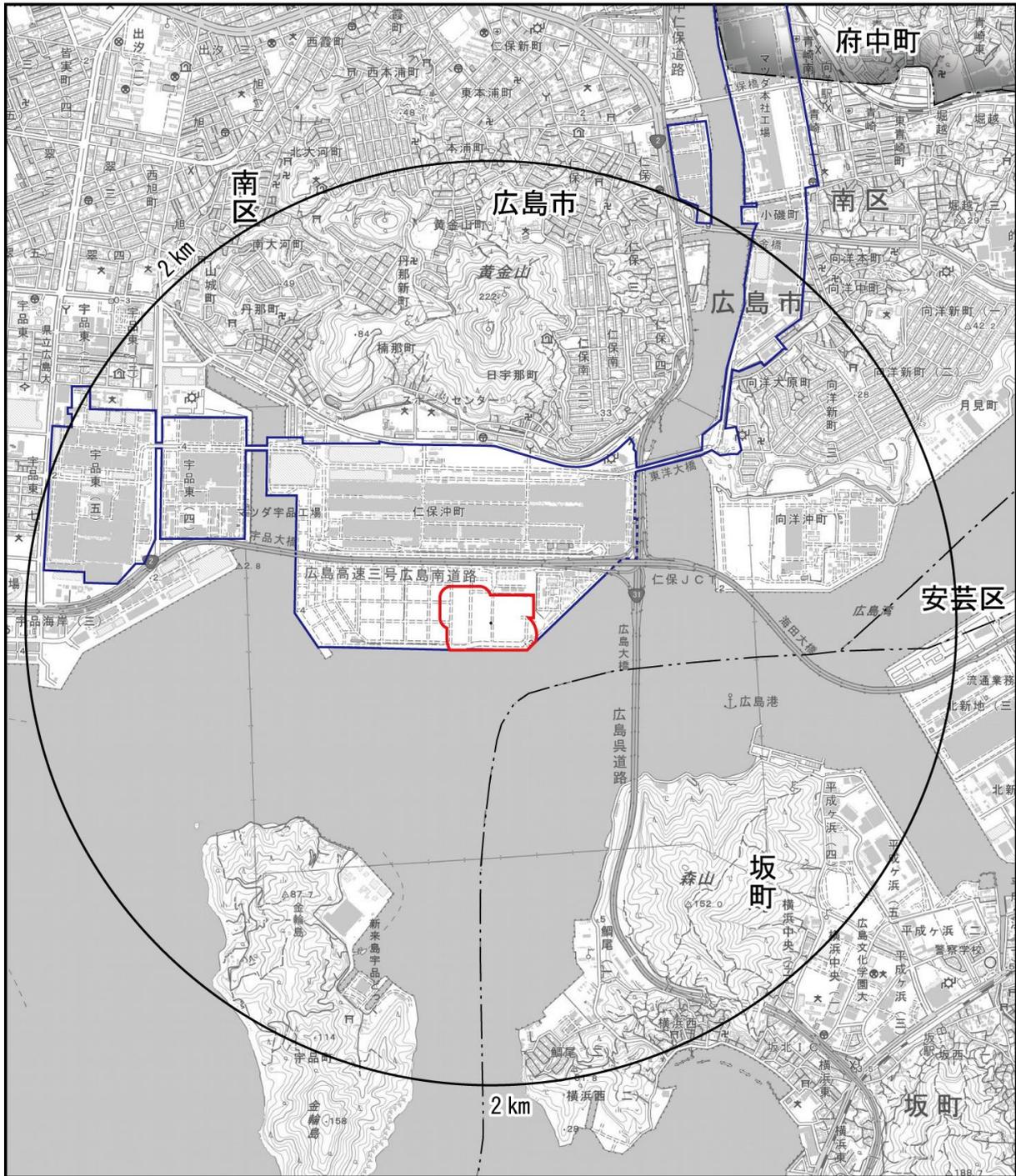


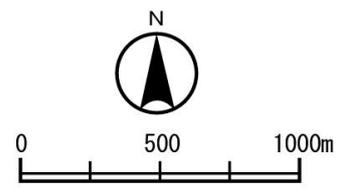
第3章 事業の実施を予定している区域及びその周辺の概況

事業の実施を予定している区域（以下、「事業計画地」と示す）及びその周辺の概況について、広島市、坂町、国、県が公表している入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

情報を整理する対象範囲は、本事業による影響が想定される環境要素のうち、最も広範囲に環境影響を及ぼすおそれのある煙突からの排出ガス及び景観の影響範囲（事業計画地の中心から半径2kmの範囲）を原則とした（図3-1）。また、収集する統計情報については、原則として広島市（南区）及び坂町を対象とした。



- 事業計画地
- マツダ工場敷地
- 市区町界



備考) 図中の北東に位置する府中町については、影響範囲(事業計画地の中心から半径2kmの範囲)には含まれないことから、原則として情報収集の対象外(黒塗り)とした。

図 3-1 調査対象地域

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

1) 気象の概況

事業計画地を含む広島市の気候は、温暖で降水量が少ない、いわゆる「瀬戸内気候区」に属している。これは、冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地に遮られているという地理的条件によるものである¹⁾。

2) 気象の観測状況

事業計画地及びその周辺の気象観測地点を表 3-1、図 3-2 に示す。

事業計画地の最寄りの気象観測所は、事業計画地から約 6km に位置する広島地方気象台である。そのほか、一般環境大気測定局である皆実小学校（事業計画地から約 3km）、海田高校（約 4km）において、風向・風速が測定されている。

表 3-1 事業計画地及びその周辺の気象観測地点

観測地点	区分	所在地	観測項目					風向・風速計の地上高さ(m)
			気温湿度	風向風速	降水量	日射量	雲量	
広島地方気象台	気象観測所	広島市中区八丁堀 6 番 30 号	○	○	○	○	○	95.4
皆実小学校	大気測定局	広島市南区皆実町一丁目 15 番 32 号	—	○	—	—	—	10.0
海田高校	大気測定局	安芸郡海田町つくも町 1 番 60 号	—	○	—	—	—	20.0

備考) 1. 「○」は観測が行われていること、「—」は観測が行われていないことを示す。

2. 風向・風速計の地上高さについて、広島地方気象台は「地域気象観測所一覧」（気象庁、令和 6 年 4 月 1 日現在）、皆実小学校は広島市へのヒアリング、海田高校は広島県へのヒアリングによる。

[出典：「過去の気象データ検索」（気象庁、令和 6 年 4 月取得）、「令和 5 年度版広島県環境データ集」（広島県）]

¹⁾ 「平成 28 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市、平成 29 年 1 月）より

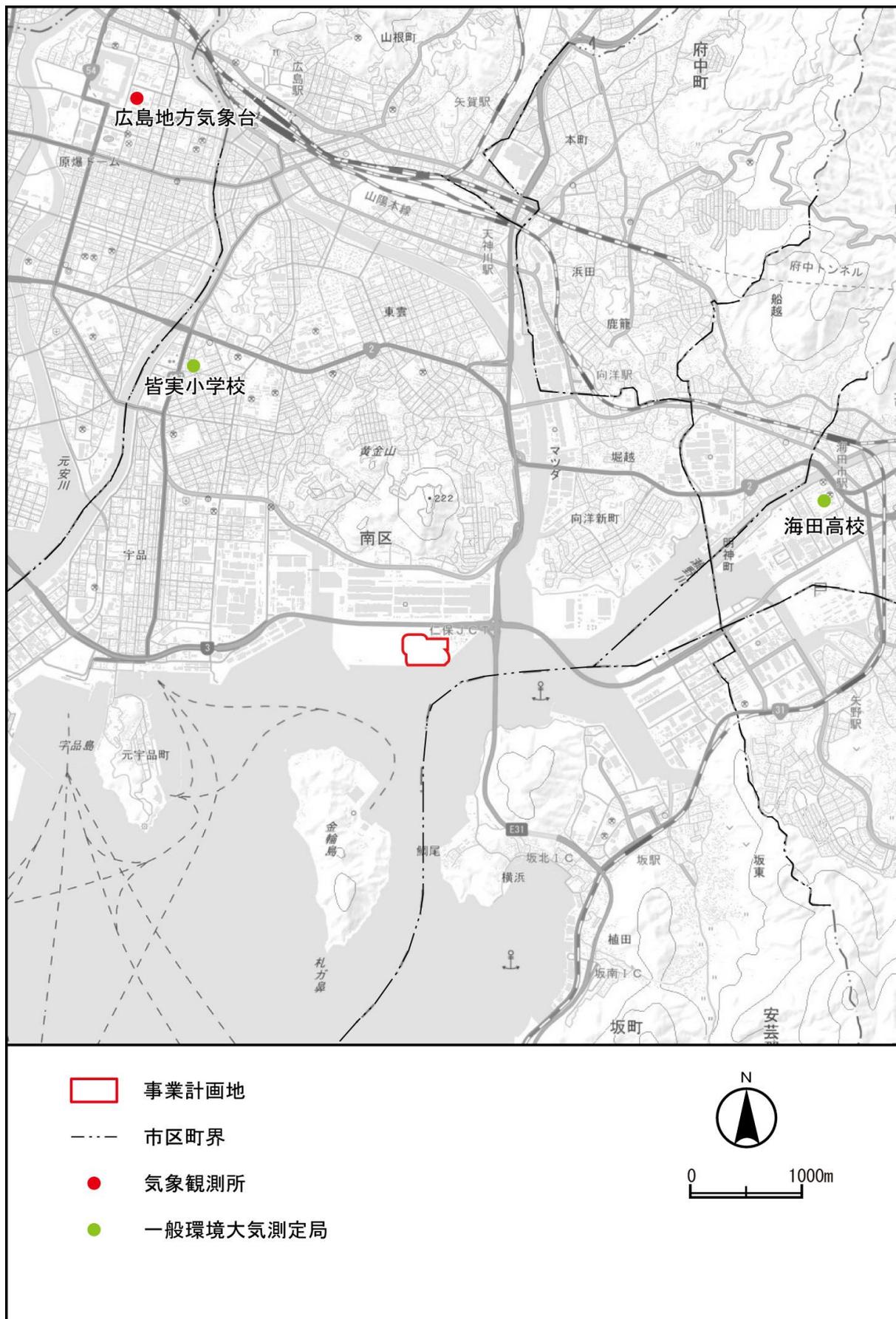


図 3-2 事業計画地及びその周辺の気象観測所・一般環境大気測定局の位置

3) 気象の状況

広島地方気象台の過去5年間の気象概況を表3-2に示す。

広島地方気象台の年間の平均気温は17.2℃、最高気温は33.0℃、最低気温は2.7℃、平均降水量は1,698.1mm、平均風速は3.2m/sである。風向は、4～6月、9～3月は北北東の風、7～8月は南南西の風が卓越している。

また、事業計画地周辺の風向・風速について、広島地方気象台と一般環境大気測定局（皆実小学校、海田高校）の令和4年度の風配図を図3-3に示す。

広島地方気象台は北北東の風、皆実小学校は北北西の風、海田高校は東北東の風が卓越している。風向別平均風速は、広島地方気象台で1.7～3.8m/s、皆実小学校で0.7～1.6m/s、海田高校で1.5～3.2m/sである。

表3-2 広島地方気象台の気象概況（令和元年度～令和5年度の平均値）

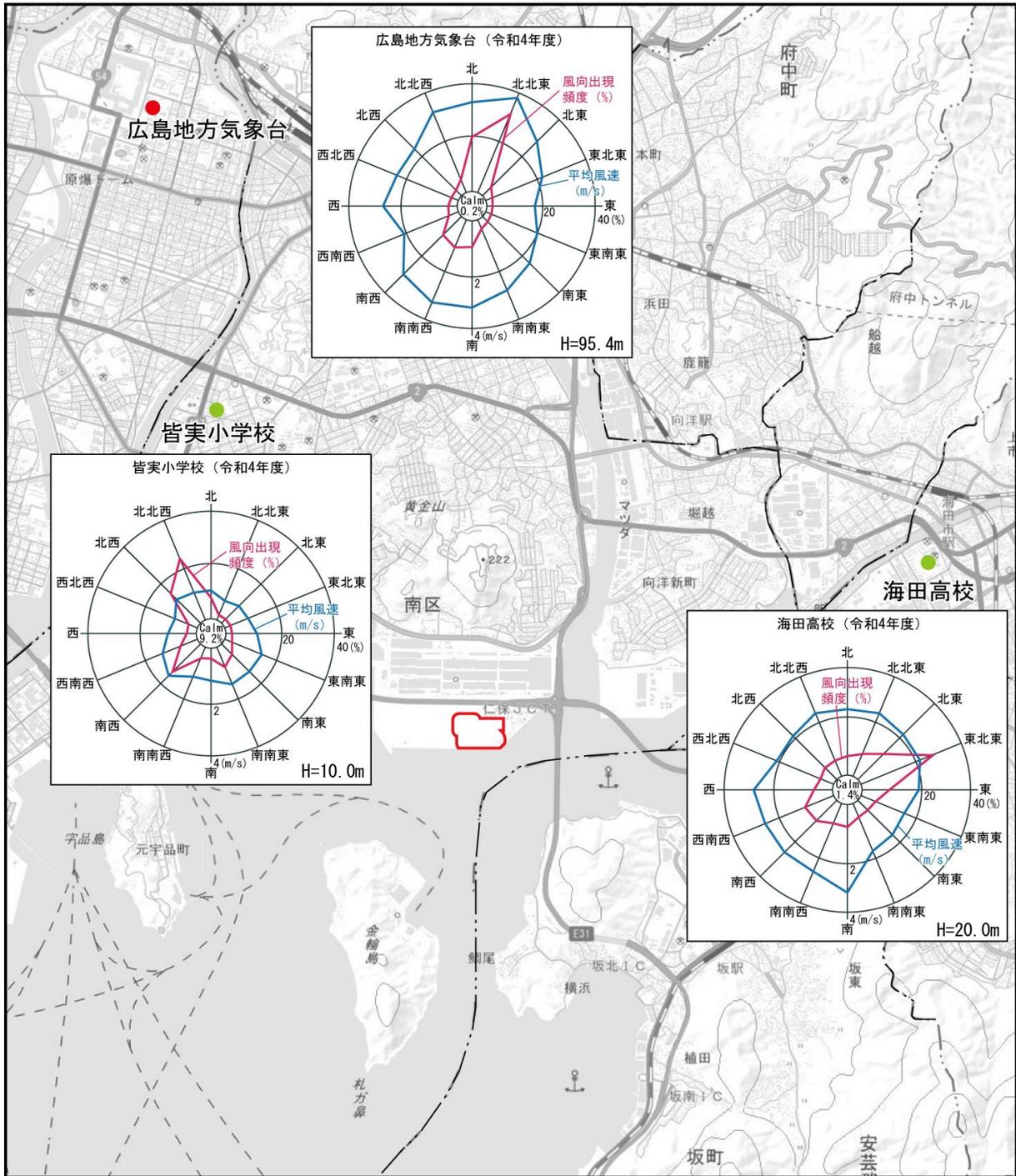
気象要素	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
月平均気温(℃)	15.1	20.0	23.7	27.0	29.0	25.9	19.3	13.9	7.6	6.2	7.2	11.4	17.2
月最高気温(℃)	20.2	24.7	27.8	30.7	33.0	30.2	24.5	19.0	12.2	10.7	12.1	16.4	33.0
月最低気温(℃)	10.5	15.8	20.3	24.2	26.0	22.6	15.3	9.7	4.1	2.7	3.3	7.1	2.7
月間降水量(mm)	160.4	146.1	202.1	406.9	242.4	158.6	47.6	41.8	46.2	47.5	67.3	131.2	1,698.1
月平均風速(m/s)	3.4	3.1	2.9	2.7	3.0	3.5	3.8	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.2
月間の最多風向	北北東	北北東	北北東	南南西	南南西	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東

備考) 1. 数値は、平成31年4月1日～令和6年3月31日の平均値を示す。

2. 年間の値は、月平均気温及び月平均風速は平均値、月最高気温は最高値、月最低気温は最低値、月間降水量は合計値を示す。

3. 広島地方気象台における風向・風速の観測高さは、地上高さ95.4mである。

[出典「過去の気象データ検索」(気象庁、令和6年4月取得)]



事業計画地

市区町界

気象観測所

一般環境大気測定局



0 1000m

備考) 皆実小学校の周辺には複数のビルが存在しているため、建造物の影響により風向・風速が他の2地点と異なる傾向を示している可能性がある。

図 3-3 風配図 (令和4年度)

(2) 大気質の状況

1) 大気汚染の測定状況

事業計画地及びその周辺の大気測定局等の位置を表 3-3、図 3-4 に、測定項目を表 3-4 に示す。

一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、ダイオキシン類測定地点はそれぞれ 2 箇所、有害大気汚染物質測定地点は 3 箇所測定されている。

表 3-3 事業計画地及びその周辺の大気測定局等

観測局種別	測定局名称	所在地
一般環境大気測定局	皆実小学校	広島市南区皆実町一丁目 15 番 32 号
	海田高校	安芸郡海田町つくも町 1 番 60 号
自動車排出ガス測定局	比治山	広島市南区比治山本町 12 番
	紙屋町	広島市中区基町 11 番 1 号
有害大気汚染物質測定地点	楠那中学校	広島市南区楠那町 4 番 1 号
	比治山	広島市南区比治山本 12 番
	海田高校	安芸郡海田町つくも町 1 番 60 号
ダイオキシン類測定地点	海田高校	安芸郡海田町つくも町 1 番 60 号
	国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 41 号

[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」(広島県)]

表 3-4 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の測定項目

番号	種別	測定局名	設置主体	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	風向風速
1	一般	皆実小学校	広島市	○	○	○	○	○	—	—	○
2	一般	海田高校	広島県	○	○	○	○	—	—	○	○
3	自排	比治山	広島市	—	○	—	○	○	—	○	—
4	自排	紙屋町	広島市	—	○	—	○	○	○	○	—

備考) 1. 種別の「一般」は一般環境大気測定局を、「自排」は自動車排出ガス測定局を示す。

2. 「○」は測定している項目、「—」は測定していない項目を示す。

[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」(広島県)]

2) 大気汚染の状況

(a) 一般環境大気測定局

一般環境大気測定局における令和4年度の大気汚染物質の測定結果を表3-5～表3-9に、平成25年度～令和4年度の年平均値の経年変化を図3-5に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合している。

光化学オキシダントは環境基準に適合していないが、広島県の全ての測定局（一般環境大気測定局28局）においても適合していない状況にあり、全国的にも同様の傾向にある。

過去10年間における年平均値の経年変化をみると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は概ね減少傾向で推移している。

表3-5 二酸化硫黄の測定結果（令和4年度）

測定局	年平均値	短期的評価				環境基準の適否	長期的評価		
		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数(a)とその割合			日平均値の2%除外値(b)	(a)が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
		ppm	時間	%	日		%	ppm	
皆実小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.002	無	○
海田高校	0.001	0	0.0	0	0.0	○	0.003	無	○

備考) 環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：1時間値が0.1ppm以下で、かつ1時間値の日平均値が0.04ppm以下であること。

長期的評価：年間にわたる日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」(広島県)]

表3-6 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

測定局	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
		日	%	日	%			
皆実小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.044	0.020	○
海田高校	0.011	0	0.0	0	0.0	0.051	0.024	○

備考) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppm又はそれ以下であること。

長期的評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」(広島県)]

表 3-7 光化学オキシダントの測定結果（令和 4 年度）

測定局	昼間（午前 5 時～午後 8 時）における						環境基準 の適否
	年平均値	1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数		1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		1 時間値 の最高値	
		ppm	日	時間	日		
皆実 小学校	0.034	70	378	0	0	0.034	×
海田 高校	0.031	60	283	0	0	0.094	×

備考) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準の適否：「×」は、環境基準に適合していないことを示す。

[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]

表 3-8 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価		
		1 時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数(a)と その割合		環境基準 の適否	日平均値の 年間 2% 除外値	(a)が 2 日以 上連続したこ との有無	環境基準 の適否
		時間	%	日	%				
皆実 小学校	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.033	無	○
海田 高校	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.031	無	○

備考) 環境基準：1 時間値が 0.20mg/m³以下であり、かつ、1 時間値の日平均値が 0.10mg/m³以下であること。

短期的評価：1 時間値が 0.20mg/m³以下であり、かつ、1 時間値の日平均値が 0.10mg/m³以下であること。

長期的評価：年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。日平均値が 0.10mg/m³を超える日
が 2 日以上連続しないこと。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

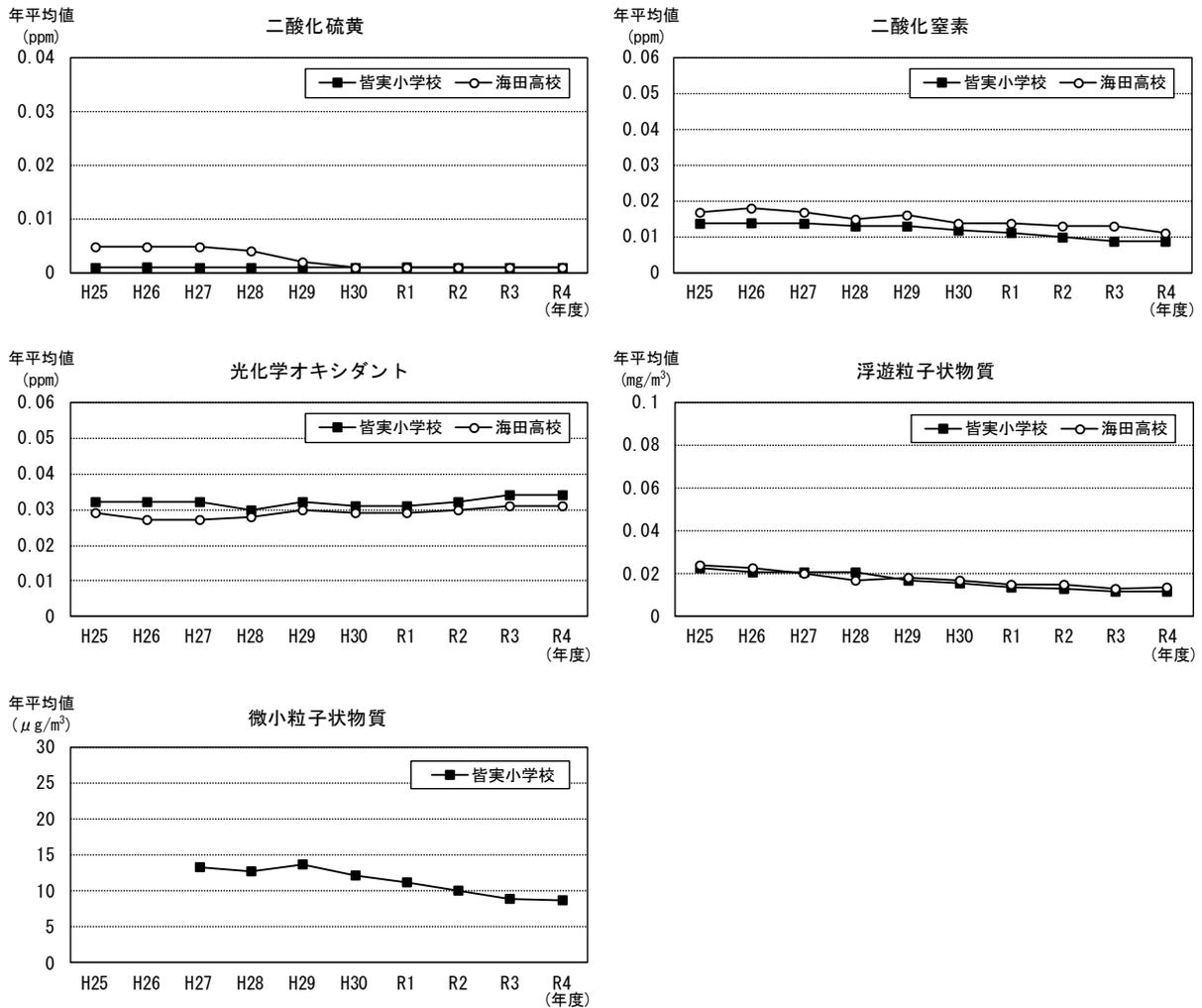
[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]

表 3-9 微小粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

測定局	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準の適否
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	—	
皆実小学校	8.6	21.2	1	0.3	無	○

備考) 環境基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 短期基準：日平均値の年間 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 長期基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]



[出典：「平成 30 年度広島県環境データ集」（広島県）、
 「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]

図 3-5 大気汚染物質の年平均値の経年変化（平成 25 年度～令和 4 年度：一般）

(b) 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガス測定局における令和4年度の大気汚染物質の測定結果を表3-10～表3-12に、平成25年度～令和4年度の年平均値の経年変化を図3-6に示す。

全ての項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）が環境基準に適合している。

過去10年間における年平均値の経年変化をみると、全ての項目が概ね減少傾向で推移している。

表3-10 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

測定局	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	
紙屋町	0.015	0	0.0	0	0.0	0.063	0.025	○
比治山	0.011	0	0.0	0	0.0	0.049	0.022	○

備考) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppm又はそれ以下であること。

長期的評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」（広島県）]

表3-11 浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

測定局	年平均値	短期的評価				環境基準の適否	長期的評価		
		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(a)とその割合			日平均値の年間2%除外値	(a)が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否
		時間	%	日	%		mg/m ³	—	
紙屋町	0.015	0	0.0	0	0.0	○	0.033	無	○
比治山	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.031	無	○

備考) 環境基準：1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下であること。

短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下であること。

長期的評価：年間にわたる日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」（広島県）]

表 3-12 微小粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

測定局	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準 の適否
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日		
紙屋町	8.5	22.5	0	0.0	無	○
比治山	11.1	24.5	0	0.0	無	○

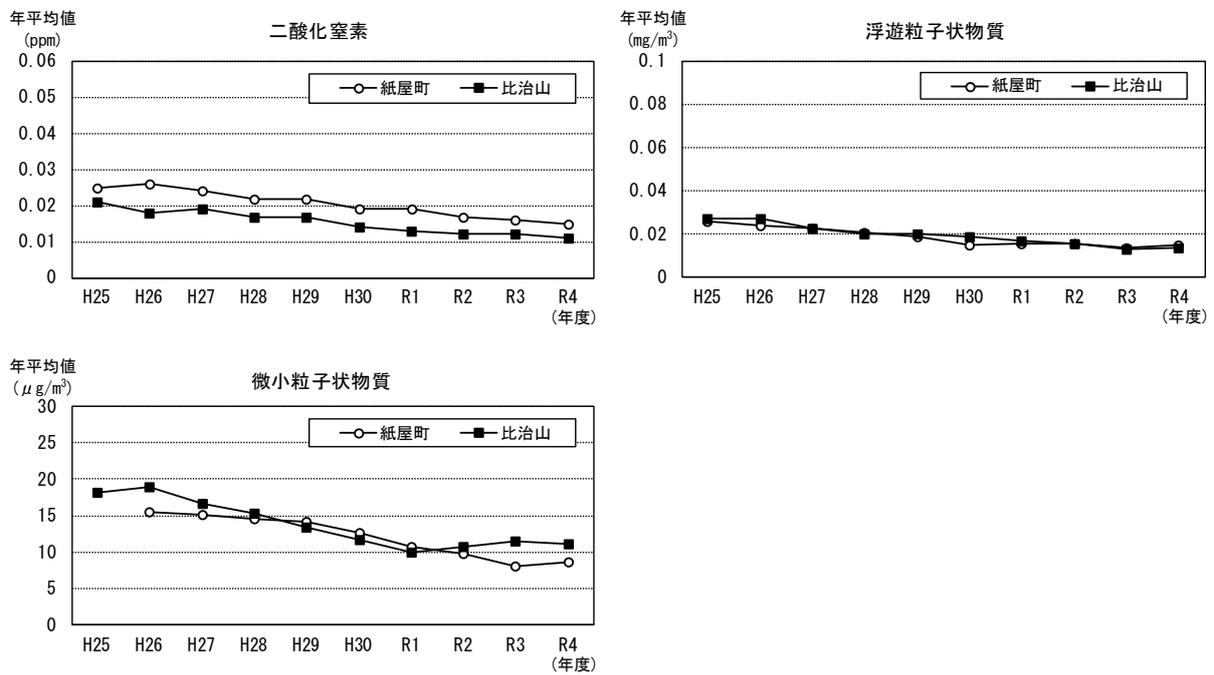
備考) 環境基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：日平均値の年間 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の適否：「○」は、環境基準に適合していることを示す。

[出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]



[出典：「平成 30 年度広島県環境データ集」（広島県）、
「令和 5 年度広島県環境データ集」（広島県）]

図 3-6 大気汚染物質の年平均値の経年変化（平成 25 年度～令和 4 年度：自排）

(c) 有害大気汚染物質

令和4年度の有害大気汚染物質の測定結果を表3-13に示す。

有害大気汚染物質は、いずれの測定項目においても環境基準値又は指針値を下回っている。

表3-13 有害大気汚染物質の測定結果（令和4年度）

区 分		楠那中学校		比治山		海田高校	環境 基準値 又は 指針値
		最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	年平均値	
ベンゼン	μg/m ³	0.19～1.5	0.68	0.18～1.3	0.65	0.66	3
トリクロロエチレン	μg/m ³	<0.005～0.62	0.170	<0.005～1.2	0.28	0.020	130
テトラクロロエチレン	μg/m ³	<0.008～0.070	0.027	<0.008～0.076	0.030	(0.0063)	200
ジクロロメタン	μg/m ³	0.31～1.6	0.81	0.29～2.4	0.088	1.8	150
アクリロニトリル	μg/m ³	<0.008～0.053	0.016	<0.008～0.048	0.014	0.052	2
アセトアルデヒド	μg/m ³	0.85～2.7	1.6	0.94～2.4	1.7	—	120
塩化メチル	μg/m ³	1.2～2.0	1.4	1.2～2.0	1.4	1.6	94
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	<0.009～0.042	0.021	<0.009～0.042	0.021	0.13	10
クロロホルム	μg/m ³	0.12～0.26	0.17	0.13～0.26	0.17	0.17	18
酸化エチレン	μg/m ³	0.027～0.069	0.050	0.015～0.10	0.051	—	—
トルエン	μg/m ³	1.6～52	19	0.84～34	6.1	10	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	(0.026)～0.48	0.15	0.028～0.50	0.14	0.15	1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	(0.007)～0.40	0.071	(0.020)～0.59	0.099	0.055	2.5
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	(0.008)～0.51	0.11	0.011～0.26	0.090	—	—
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.1～4.4	2.5	1.3～5.4	2.7	—	—
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.3～1.8	1.5	1.2～1.9	1.5	—	40
ニッケル化合物	ng/m ³	0.28～6.5	2.1	0.33～5.7	2.2	—	25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.12～3.6	1.4	0.10～3.1	1.3	—	6
ベリリウム及び その化合物	ng/m ³	0.0067～0.041	0.018	(0.0031)～0.050	0.017	—	—
マンガン及び その化合物	ng/m ³	4.3～33	16	2.6～39	15	—	140
クロム及び その化合物	ng/m ³	0.52～16	4.7	0.85～23	5.2	—	—
キシレン	μg/m ³	0.33～17	7.4	0.36～3.4	1.4	—	—

備考) 1. 測定は毎月実施

- 「最小値～最大値」欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は (<検出下限値 (数値)) と記載。
- 年平均値欄には、当該地点における測定結果の算術平均値を記載。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて算出した。
- 海田高校の年平均値欄における「—」は、測定していない項目を示す。
- 環境基準値又は指針値欄における「—」は、指針値が設定されていない項目を示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」（広島県）、「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

(d) ダイオキシン類

令和4年度の大気中のダイオキシン類の測定結果を表3-14に示す。

大気中のダイオキシン類は、いずれの調査地点も環境基準に適合している。

表3-14 大気中のダイオキシン類の測定結果（令和4年度）

区 分	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	環境基準
	pg-TEQ/m ³					
海田高校	—	0.008	—	0.016	0.012	0.6以下
国泰寺中学校	0.012	0.012	0.015	0.014	0.013	

備考)「—」は測定していないことを示す。

[出典：「令和5年度広島県環境データ集」（広島県）、
「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

3) 大気汚染の苦情件数

広島市における大気汚染に係る公害苦情の件数を表3-15に示す。

令和4年度の大気汚染の苦情件数は23件であり、過去5年間で最も件数が少なかった。

表3-15 大気汚染に係る苦情件数

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大気汚染	24	44	30	32	23

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

4) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

広島市における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数を表3-16に示す。

令和4年度末現在、広島市では706施設、事業計画地が位置する南区では187施設のばい煙発生施設が存在している。

表3-16 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

施設種類	広島市	
	南区	
ボイラー	443	85
金属溶解炉	45	28
金属加熱炉	50	35
乾燥炉	18	6
廃棄物焼却炉	26	3
ガスタービン	6	1
ディーゼル機関	118	29
計	706	187
工場・事業場数	280	48

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」
（広島市環境局、令和6年3月）]

(3) 騒音及び振動の状況

1) 道路交通騒音の状況

事業計画地及びその周辺における令和4年度の道路交通騒音の環境基準適合状況を表3-17に示す。また、道路交通騒音の測定結果を表3-18に、測定地点を図3-7に示す。なお、事業計画地周辺において道路交通振動の測定は行われていない。

事業計画地に通ずる路線である主要地方道 翠町仁保線においては、令和4年度の環境基準適合率は100%となっている。

表3-17 事業計画地及びその周辺における道路交通騒音の環境基準適合状況（令和4年度）

道路種別	路線名称	評価 区間数	対象戸数 (百戸)	環境基準適合率 (%)	
				昼間	夜間
都市高速道路	広島南道路 (高速3号線)	7	20	100	100
一般国道	一般国道2号	29	140	99	88
一般国道	一般国道31号	6	5	100	98
主要地方道	翠町仁保線	6	11	100	100
一般県道	広島海田線	8	37	99	99
一般県道	浜田仁保線	1	0.5>	96	92

備考) 1. 環境基準適合率 (%) = 環境基準適合戸数 / 対象戸数 × 100

2. 環境基準を満たしていない対象があっても、環境基準適合率が100 (%) となる場合もある。

3. 対象戸数は、100戸未満を四捨五入して表記している（「0.5>」は50戸未満を示す）。

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

表3-18 事業計画地及びその周辺における道路交通騒音の測定結果（令和4年度）

番号	道路名	測定場所	道路交通騒音 L_{Aeq} (デシベル)		環境基準 (デシベル)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	翠町仁保線	広島市南区宇品東2丁目1番	64	58	70 以下	65 以下
②	翠町仁保線	広島市南区日宇那町5番	56	51		

備考) 1. 表中の番号は、図3-7に対応している。

2. 時間帯は昼間：6～22時、夜間：22時～翌6時を示す。

3. 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を示す。

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

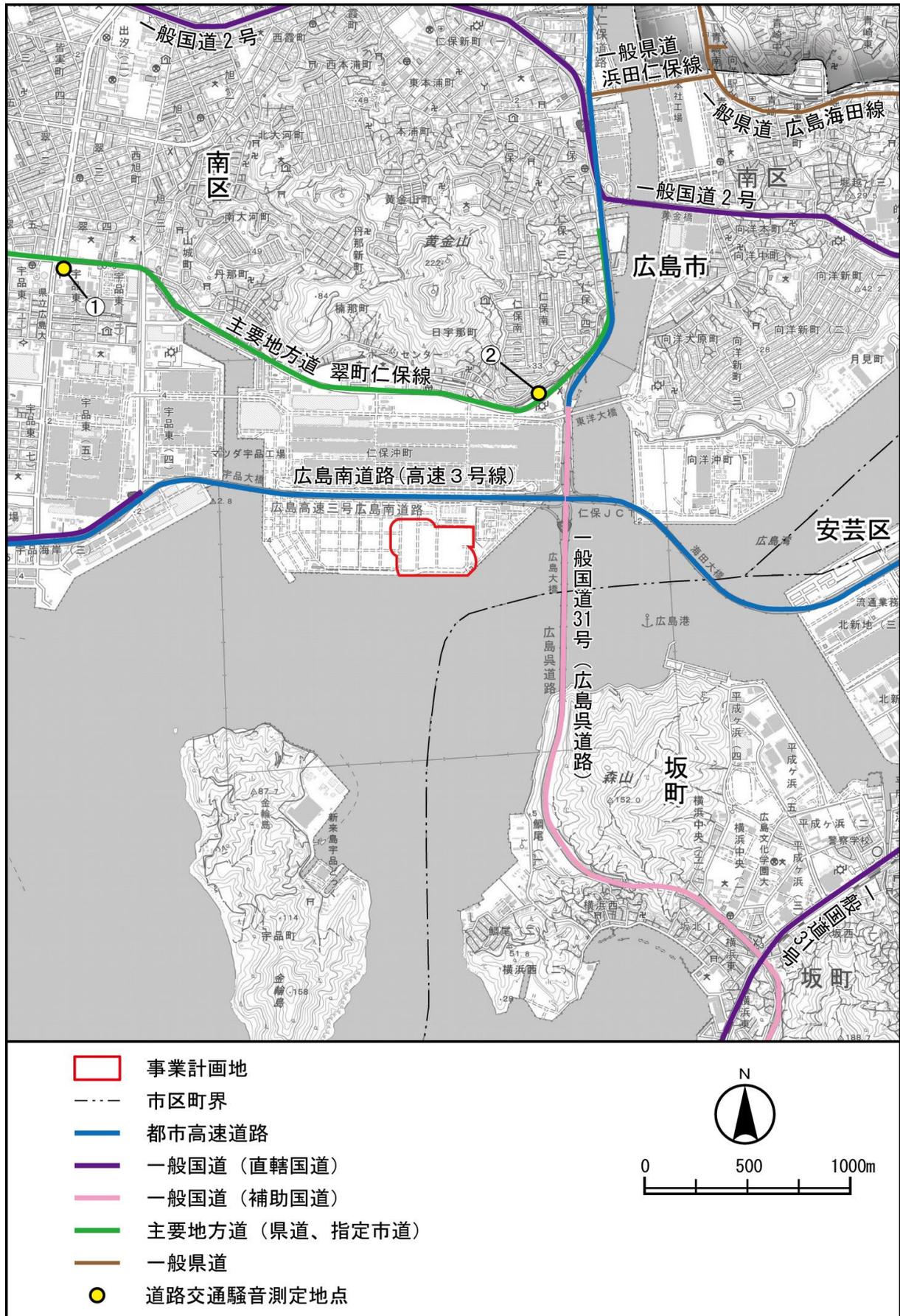


図 3-7 道路交通騒音の測定地点

2) 騒音及び振動の苦情件数

広島市における騒音及び振動に係る公害苦情の件数を表 3-19 に示す。

令和 4 年度の騒音の苦情件数は 112 件であり、過去 5 年間で最も件数が少なかった。一方、令和 4 年度の振動の苦情件数は 27 件であり、過去 5 年間で最も件数が多かった。

表 3-19 騒音及び振動に係る苦情件数

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
騒音	120	159	170	134	112
振動	18	18	14	13	27

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

3) 騒音規制法及び振動規制法に基づく工場・事業場数

広島市における騒音規制法及び振動規制法に基づく工場・事業場数を、表 3-20、表 3-21 に示す。

令和 4 年度末現在、騒音規制法に基づく工場・事業場は、広島市で 1,898 施設、南区で 321 施設が存在している。また、振動規制法に基づく工場・事業場は、広島市で 879 施設、南区で 140 施設が存在している。

表 3-20 騒音規制法に基づく工場・事業場数

施設種類	広島市	
	広島市	南区
金属加工機械	308	62
空気圧縮機等	938	155
破碎機等	69	4
織機	2	0
建設用資材製造機	17	1
穀物用製粉機	1	1
木材加工機械	259	52
抄紙機	0	0
印刷機械	262	46
合成樹脂用射出成形機	38	0
鋳造型機	4	0
計	1,898	321

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」
（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

表 3-21 振動規制法に基づく工場・事業場数

施設種類	広島市	
	南区	
金属加工機械	261	49
圧縮機	388	69
破碎機等	75	4
織機	1	0
コンクリートブロックマシン等	8	0
木材加工機械	22	7
印刷機械	87	11
ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	2	0
合成樹脂用射出成形機	32	0
鋳型造型機	3	0
計	879	140

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

(4) 悪臭の状況

広島市における悪臭に係る公害苦情の件数を表 3-22 に示す。

令和 4 年度は 34 件であり、過去 5 年間で最も件数が少なかった。

表 3-22 悪臭に係る苦情件数

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
悪臭	46	37	42	40	34

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

1) 海域

事業計画地及びその周辺の海域の状況を図 3-8、図 3-9 に示す。

事業計画地の南側に広がる海域は、瀬戸内海に続く広島湾の湾奥部となっており、さらに最湾奥の位置は海田湾となっている。

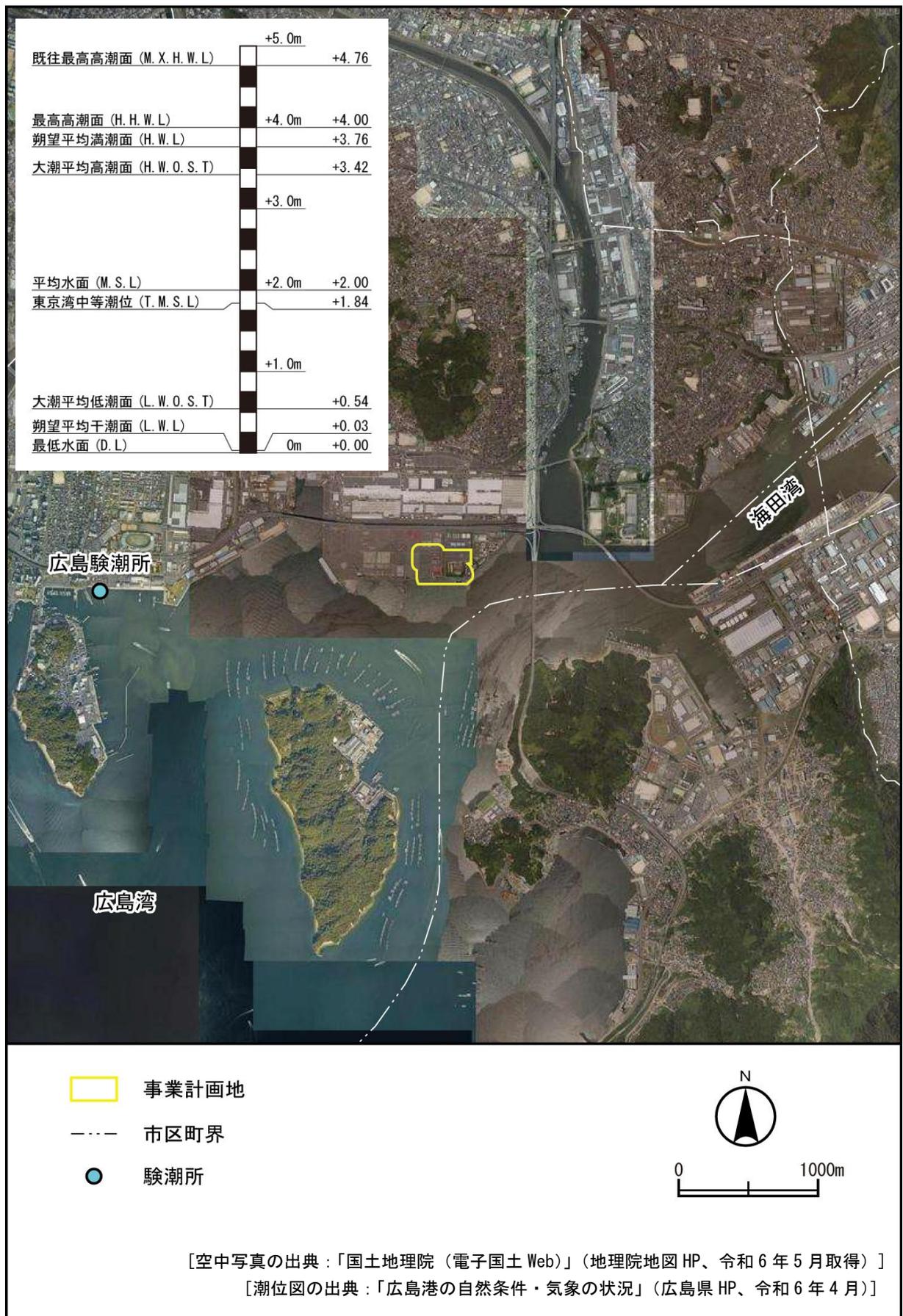
事業計画地の最寄りの潮位観測地点(広島験潮所)における潮位は、大潮平均高潮面(H. W. O. S. T)は最低水面上 3.42m、平均水面(M. S. L)は最低水面上 2.00m、大潮期の平均干満差は 2.88m (+0.54m~+3.42m) となっている(図 3-9)。

また、広島湾における潮流の状況を図 3-10、図 3-11 に示す。

事業計画地の周辺海域では、来島海峡中水道における南流最強時に時計回りの流れが、また来島海峡中水道における北流最強時に反時計回りの流れが、それぞれ最強となる傾向にある。事業計画地に比較的近い太田川河口地先や坂町地先における大潮期の平均的な潮流速は、最大で 0.2 ノット(約 10cm/s) ~0.4 ノット(約 21cm/s) 程度となっている。

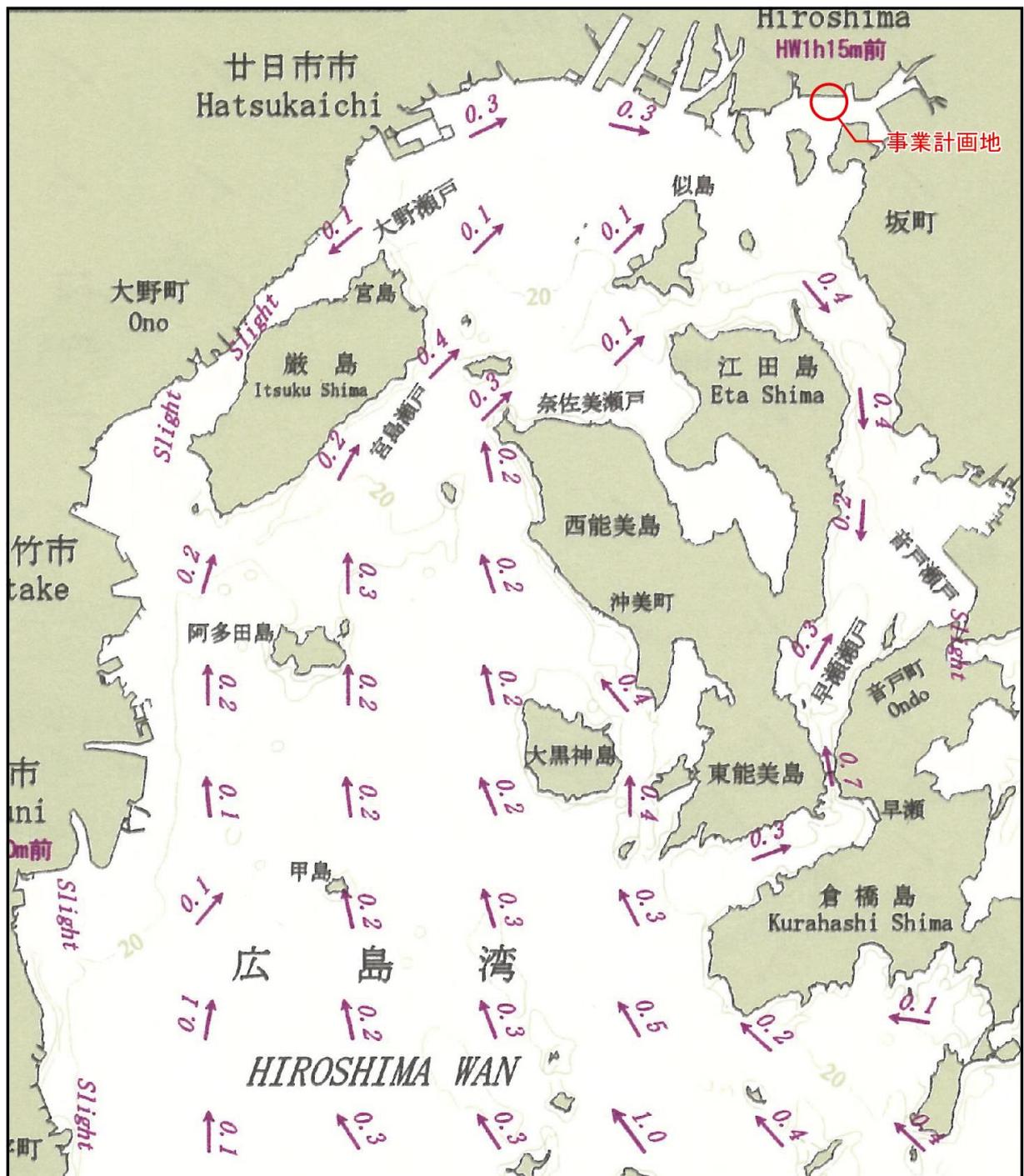


図 3-8 海域の状況(広域)

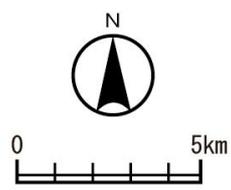


[空中写真の出典：「国土地理院（電子国土 Web）」（地理院地図 HP、令和 6 年 5 月取得）]
 [潮位図の出典：「広島港の自然条件・気象の状況」（広島県 HP、令和 6 年 4 月）]

図 3-9 事業計画地及びその周辺の海域及び潮位の状況



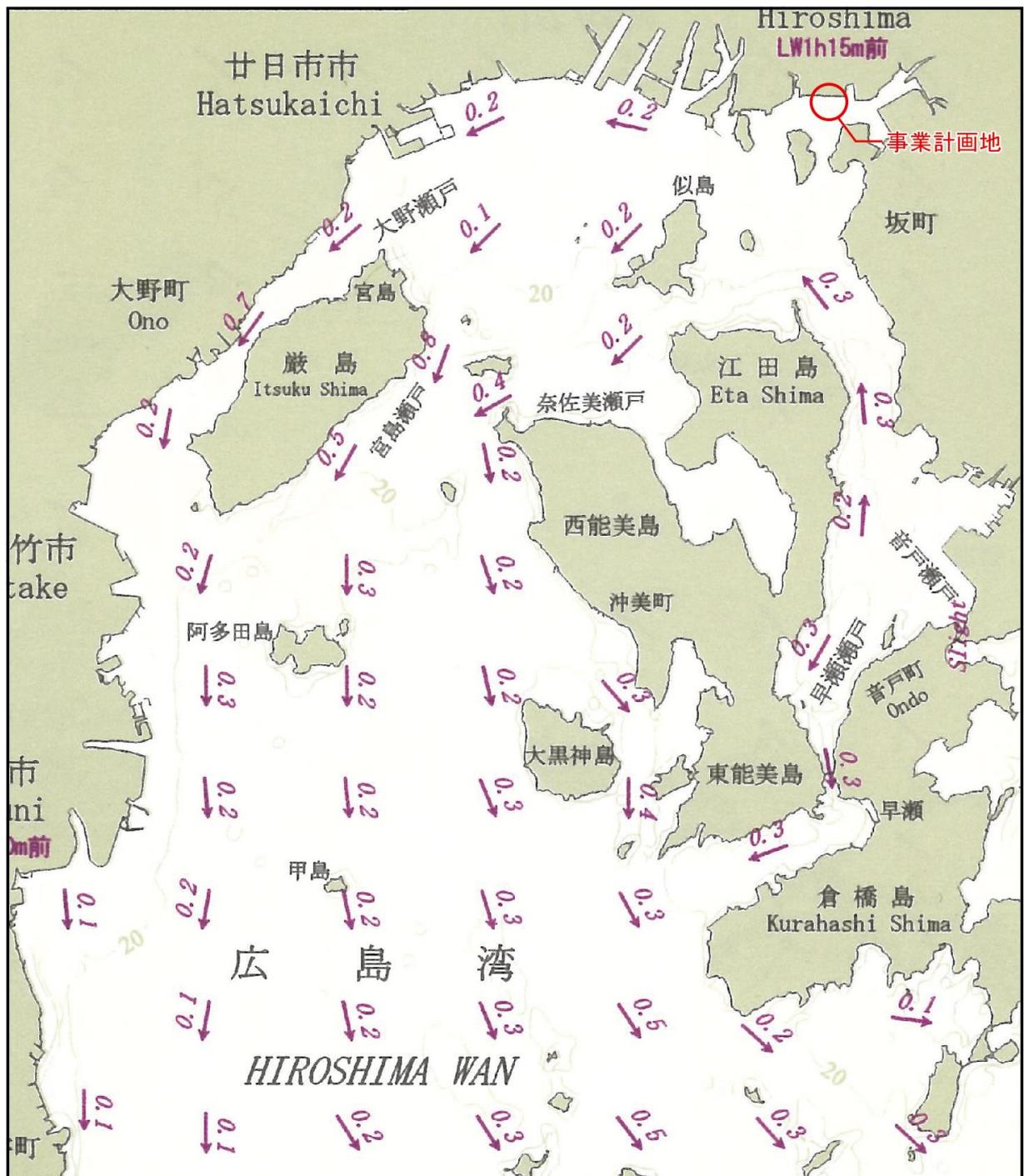
0.1 海面下5m層の潮流の流向及び流速（ノット）



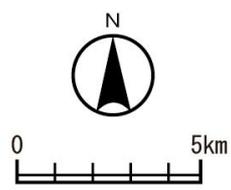
- 備考) 1. 高潮前1時15分（来島海峡中水道 南流最強時）
 2. 1ノット = 約51.4cm/s

【出典：「広島湾及安芸灘潮流図」（海上保安庁、平成15年2月）】

図3-10 平均大潮期の潮流図（来島海峡中水道における南流最強時）



 海面下5m層の潮流の流向及び流速（ノット）



- 備考) 1. 低潮前1時15分(来島海峡中水道 北流最強時)
 2. 1ノット = 約51.4 cm/s

[出典: 「広島湾及安芸灘潮流図」(海上保安庁、平成15年2月)]

図3-11 平均大潮期の潮流図(来島海峡中水道における北流最強時)

2) 河川

事業計画地及びその周辺の主な河川を表 3-23、図 3-12 及び図 3-13 に示す。

事業計画地及びその周辺では、一級河川である太田川水系の京橋川、猿猴川、府中大川、二級河川である瀬野川と総頭川が流れている。

表 3-23 事業計画地及びその周辺の主な河川

種別	水系名	河川延長 (km)	流域面積 (km ²)	河川名
一級河川	太田川	597.349	1,710	京橋川、猿猴川、府中大川
二級河川	瀬野川	41.6	122.2	瀬野川
	総頭川	1.7	4.2	総頭川

[出典：「広島県河川図」(広島県、平成 29 年 10 月)]

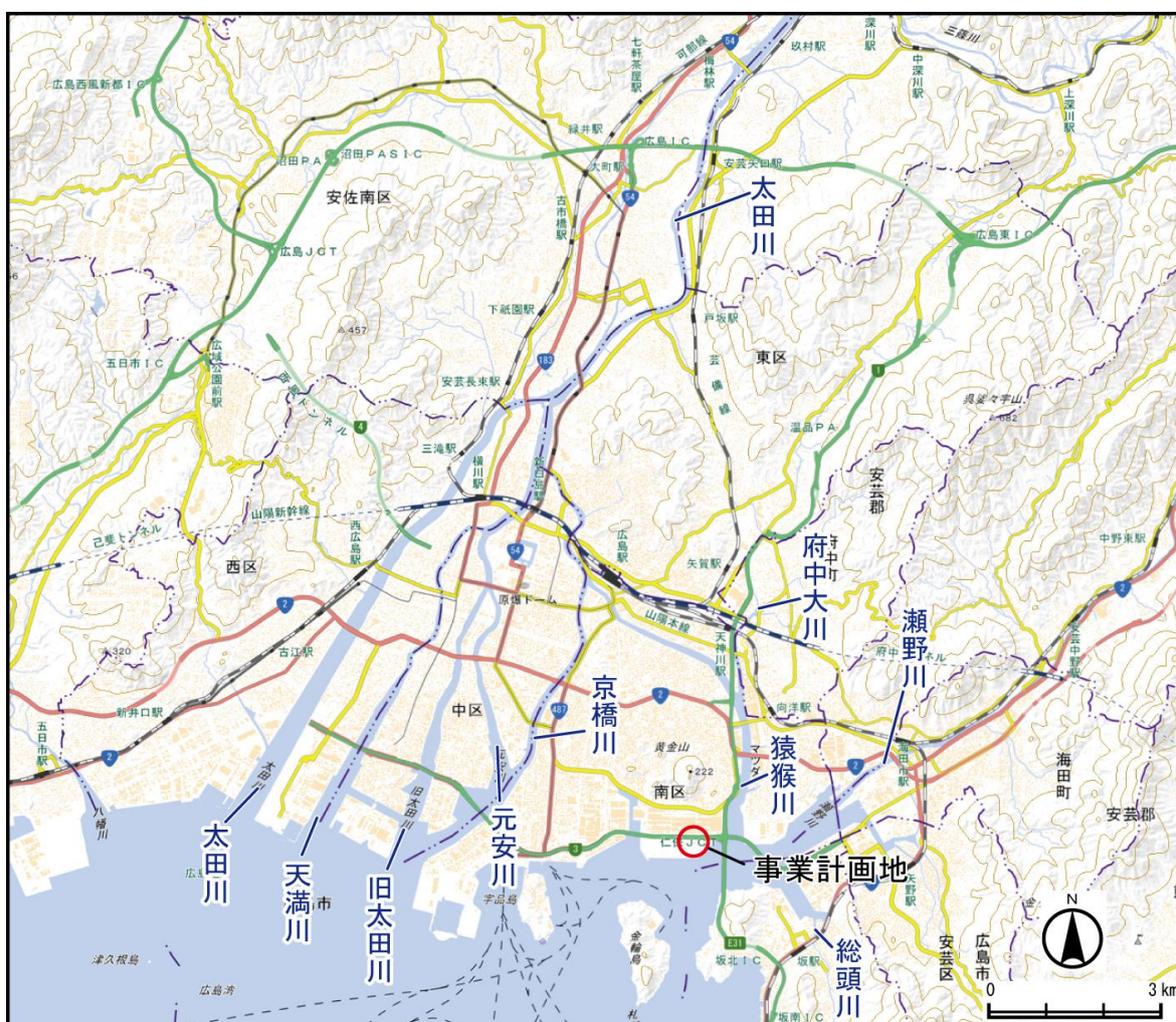


図 3-12 主な河川の状況 (広域)

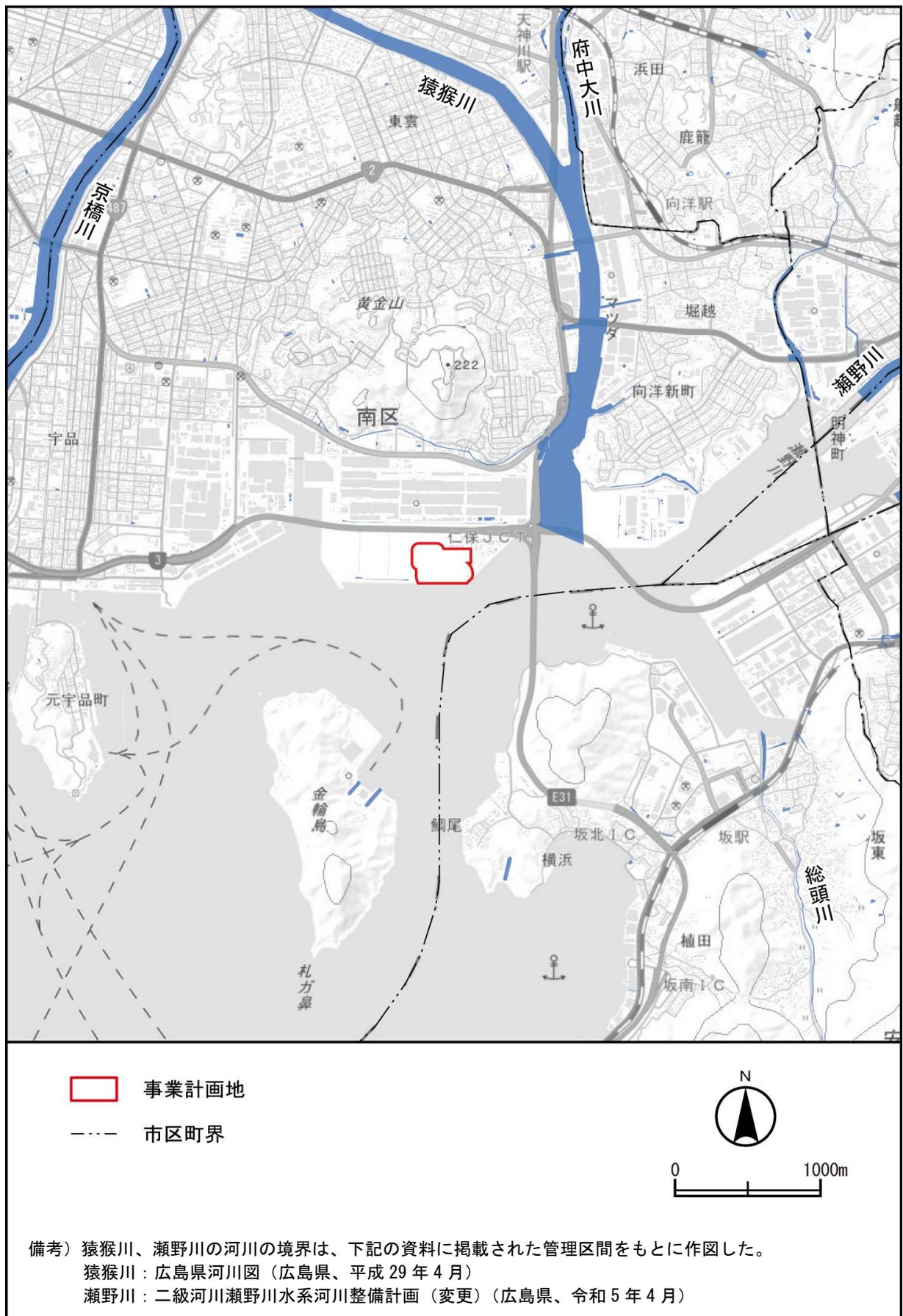


図 3-13 事業計画地及びその周辺の主な河川の状況

(2) 水質の状況

事業計画地及びその周辺における公共用水域の水質及び底質の調査地点を図 3-14 に示す。

事業計画地は、猿猴川の広島湾への流入点の西側に位置している。これらの水域における水質調査では、生活環境項目及び栄養塩類、健康項目、ダイオキシン類が測定されており、底質調査では底質とダイオキシン類が測定されている。以下、項目ごとに調査結果を整理した。

1) 水質汚濁の状況

(a) 生活環境項目及び栄養塩類

生活環境項目は河川 1 地点、海域 3 地点、栄養塩類は河川 1 地点、海域 2 地点で測定されている。令和 4 年度における測定結果は表 3-24、表 3-25 に、生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) の過去 5 年間の推移は図 3-15、図 3-16 に示すとおりである。

河川の仁保橋においては、令和 4 年度は BOD (75%値)、T-N、T-P はいずれも環境基準に適合している。過去 10 年間の経年変化をみると、BOD は概ね横ばい傾向にあるが、T-N は近年 2 カ年で減少しており、T-P は概ね減少傾向にある。

海域では、令和 4 年度は仁保沖で T-P が、海田湾中央で COD (75%値) と T-P が環境基準に適合していない。過去 10 年間の経年変化をみると、いずれの地点も COD、T-P は概ね横ばい、T-N は令和元年頃から概ね減少傾向にある。

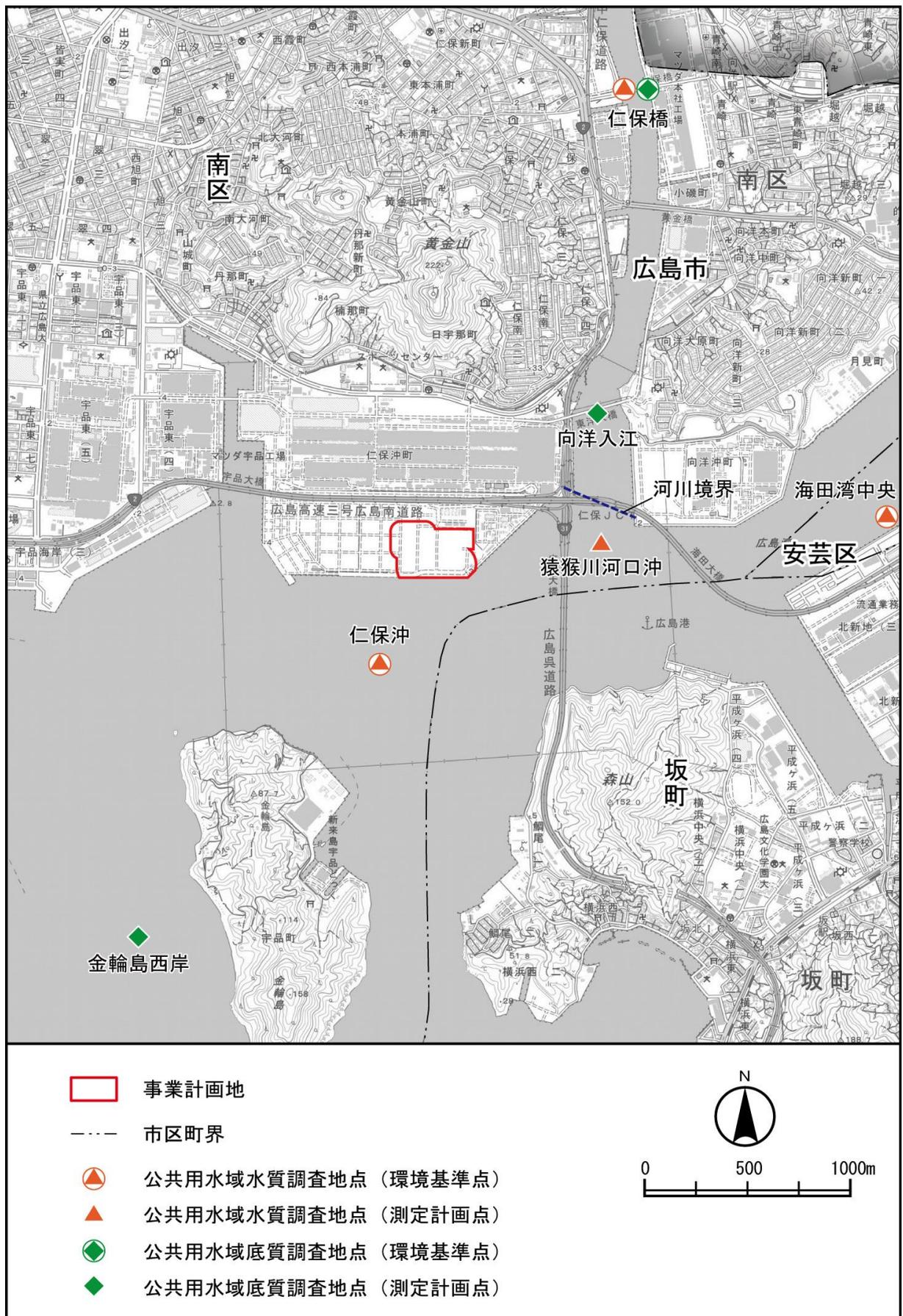


図 3-14 公共用水域の水質及び底質の調査地点

表 3-24 生活環境項目の測定結果（令和 4 年度）

区 分			河 川		海 域			
			猿猴川	環境基準	海田湾			環境基準
			仁保橋		仁保沖	猿猴川 河口沖	海田湾 中央	
水域の種類			B	B	B	B	B	B
pH	最小 ～最大	—	7.1～8.1	6.5～8.5	7.9～8.9	7.8～8.5	7.8～8.7	7.8～8.3
	m/n	—	0/24	—	6/24	3/24	5/24	—
DO	平均	mg/L	8.2	5 以上	8.7	7.7	8.3	5 以上
	m/n	—	0/24	—	0/24	1/24	1/24	—
BOD	平均	mg/L	1.6	3 以下	—	—	—	—
	m/n	—	2/24	—	—	—	—	—
SS	平均	mg/L	4	25 以下	—	—	—	—
	m/n	—	0/24	—	—	—	—	—
大腸 菌数	平均	CFU /100mL	220	1,000 以下	44	110	38	—
	x/y	—	0/12	—	-/12	-/12	-/12	—
COD	平均	mg/L	2.7	—	2.8	2.7	3.2	3 以下
	m/n	—	—	—	5/24	6/24	9/24	—
油分 等	平均	mg/L	—	—	N. D.	N. D.	N. D.	0.5 以下
	m/n	—	—	—	0/12	0/12	0/12	—

- 備考) 1. m は環境基準値不適合の検体数、n は総検体数を示す。
 2. x は環境基準値不適合の日数、y は総測定日数を示す。
 3. N. D. とは、定量下限値未満を示す。
 4. 測定結果のうち「—」は、測定していないことを示す。

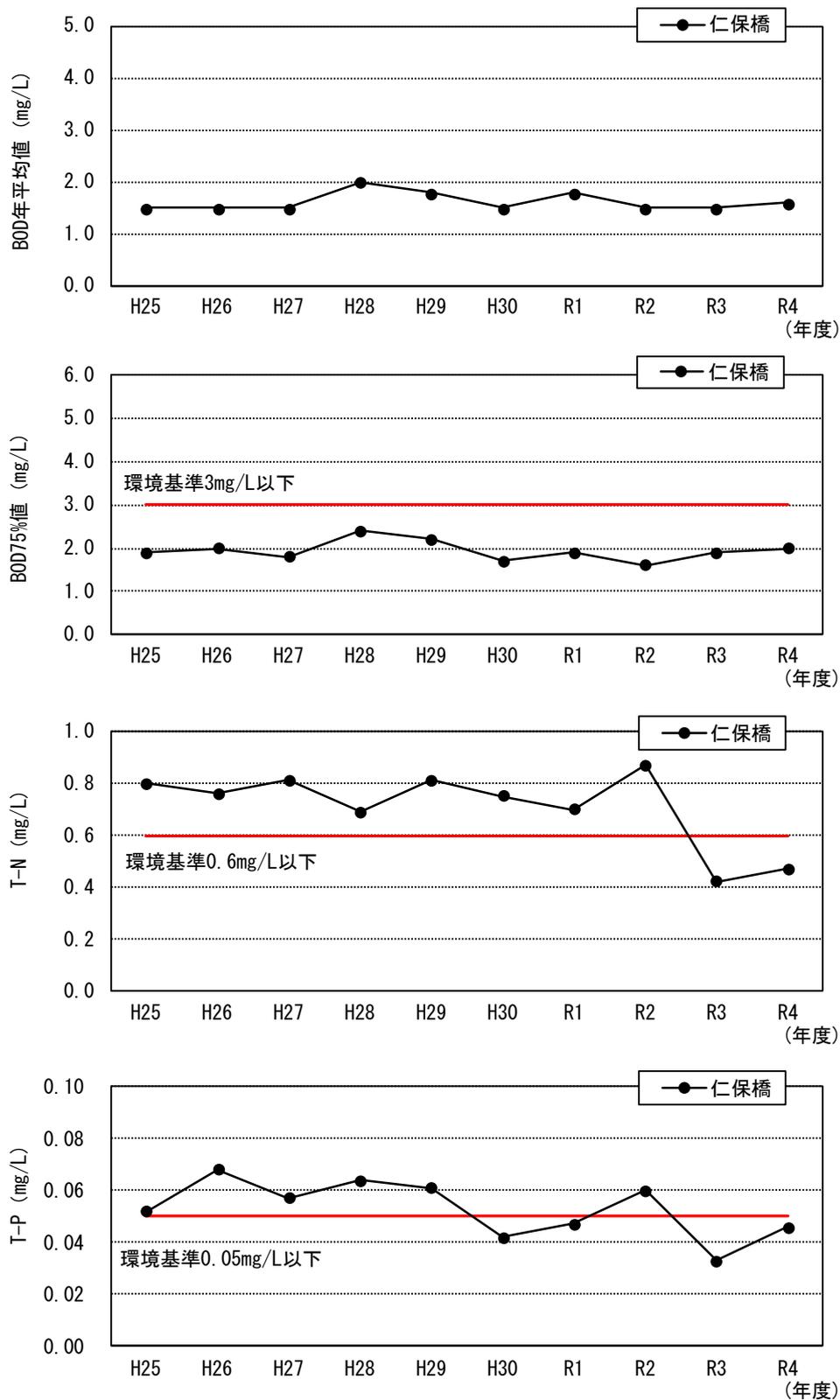
[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

表 3-25 栄養塩類の測定結果（令和 4 年度）

区 分		河 川	海 域（表層）	
		猿猴川	海田湾	
		仁保橋	仁保沖	海田湾中央
全窒素	mg/L	0.47	0.38(1/12)	0.42(2/12)
アンモニア態窒素	mg/L	0.06	—	—
亜硝酸態窒素	mg/L	0.010	—	—
硝酸態窒素	mg/L	0.14	—	—
全りん	mg/L	0.046	0.058(6/12)	0.075(6/12)
りん酸態りん	mg/L	0.018	—	—

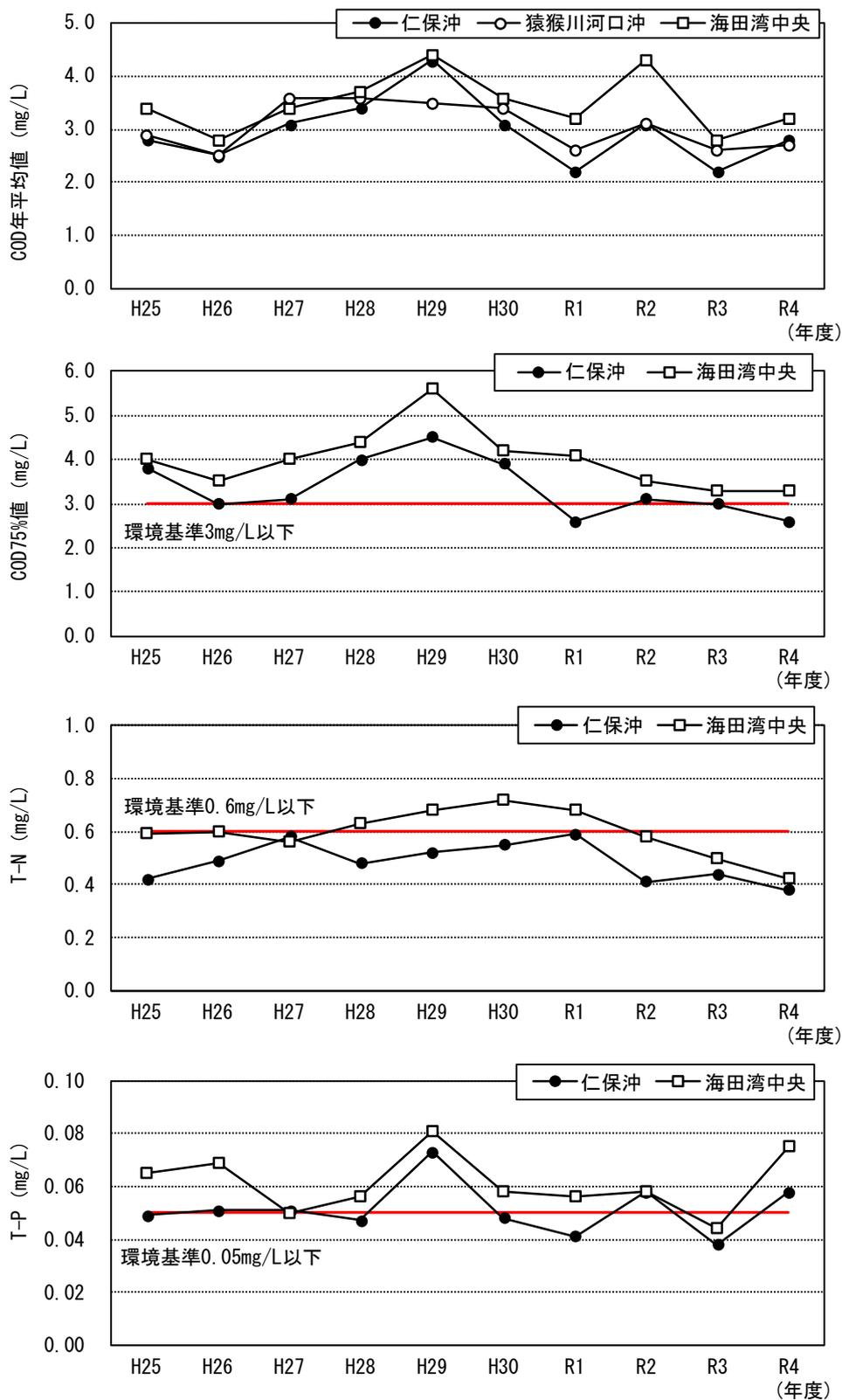
- 備考) 1. 値は年平均値を示す。
 2. ()内は、「環境基準不適合の検体数/総検体数」を示す。
 3. 「—」は、測定していないことを示す。

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]



[出典：「平成 26 年度～令和 5 年度広島県環境データ集」(広島県)、
「公共用水域の水質調査結果(テキストデータ)」(広島県 HP、令和 6 年 4 月取得)]

図 3-15 河川(仁保橋)の水質の推移



備考) 猿猴川河口沖の地点ではT-N、T-Pは調査されておらず、環境基準点ではないことからCOD75%値も公表されていないため、図示していない。

[出典: 「平成26年度～令和5年度広島県環境データ集」(広島県)、
「公共用水域の水質調査結果(テキストデータ)」(広島県HP、令和6年4月取得)]

図3-16 海域(仁保沖・猿猴川河口沖・海田湾中央)の水質の推移

(b) 健康項目

健康項目は、河川1地点、海域2地点で測定されている。令和4年度における測定結果を表3-26に示す。

河川、海域ともに、全ての測定項目で環境基準に適合しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の項目は定量下限値未満である。

表 3-26 健康項目の測定結果（令和4年度）

区分	mg/L	定量 下限値	河川		海域		環境基準
			猿猴川	仁保橋	海田湾		
					仁保沖	海田湾 中央	
カドミウム	mg/L	0.0003	N. D.	N. D.	N. D.	0.003 mg/L 以下	
全シアン	mg/L	0.1	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと。	
鉛	mg/L	0.005	N. D.	N. D.	N. D.	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	mg/L	0.01	N. D.	N. D.	N. D.	0.02 mg/L 以下	
ヒ素	mg/L	0.005	N. D.	N. D.	N. D.	0.01 mg/L 以下	
総水銀	mg/L	0.0005	N. D.	N. D.	N. D.	0.0005 mg/L 以下	
PCB	mg/L	0.0005	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと。	
ジクロロメタン	mg/L	0.002	N. D.	—	—	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	mg/L	0.0002	N. D.	—	—	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	N. D.	—	—	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	N. D.	—	—	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	N. D.	—	—	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	N. D.	—	—	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	N. D.	—	—	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	N. D.	—	—	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	N. D.	—	—	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	N. D.	—	—	0.002 mg/L 以下	
チウラム	mg/L	0.0006	N. D.	—	—	0.006 mg/L 以下	
シマジン	mg/L	0.0003	N. D.	—	—	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	mg/L	0.002	N. D.	—	—	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	mg/L	0.001	N. D.	—	—	0.01 mg/L 以下	
セレン	mg/L	0.002	N. D.	—	—	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	0.23	—	—	10 mg/L 以下	
ふっ素	mg/L	0.08	—	—	—	0.8 mg/L 以下	
ほう素	mg/L	0.01	—	—	—	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	N. D.	—	—	0.05 mg/L 以下	

備考) N. D. とは、定量下限値未満を示す。

[出典：「公共用水域の水質調査結果（テキストデータ）」（広島県 HP、令和6年4月取得）]

(c) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、海域の海田湾中央 1 地点で測定されている。令和 4 年度における測定結果を表 3-27 に示す。

海田湾中央における水質のダイオキシン類は、環境基準に適合している。

表 3-27 ダイオキシン類の測定結果（令和 4 年度）

区 分		海域（表層）		環境基準
		海田湾		
		海田湾中央		
第 1 回（7～8 月）	pg-TEQ/L	0.018		1 pg-TEQ/L 以下
第 2 回（11～12 月）	pg-TEQ/L	0.023		
年平均値	pg-TEQ/L	0.021		

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

2) 底質の状況

底質は、河川2地点、海域1地点で測定されている。令和4年度における測定結果を表3-28に、底泥中のダイオキシン類の測定結果を表3-29にそれぞれ示す。

海田湾中央における底泥中のダイオキシン類は、環境基準に適合している。

表3-28 底質の測定結果（令和4年度）

区 分		河 川		海 域
		猿猴川		広島湾
		仁保橋	向洋入江	金輪島西岸
pH	—	7.6	7.6	7.8
COD	mg/g	32	23	16
強熱減量	%	8.3	13.5	16.4
総硫化物	mg/g	1.3	0.9	0.3
含水率	%	39.5	42.7	44.3
酸化還元電位	mV	-402	-375	-455
銅	μg/g	39	58	43
亜鉛	μg/g	190	230	230
鉄	μg/g	24,000	29,000	24,000
マンガン	μg/g	360	400	450
クロム	μg/g	1	1	12
カドミウム	μg/g	0.32	0.54	0.44
鉛	μg/g	25	38	38
六価クロム	μg/g	<0.5	<0.5	<0.5
砒素	μg/g	5.2	10	6.4
総水銀	μg/g	0.15	0.25	0.41
アルキル水銀	μg/g	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	μg/g	<0.01	<0.01	<0.01
全窒素	μg/g	1,500	1,600	1,800
全燐	μg/g	390	510	400

[出典：「公共用水域の水質調査結果（テキストデータ）」（広島県HP、令和6年4月取得）]

表3-29 底泥中のダイオキシン類の測定結果（令和4年度）

区 分		海 域	環境基準
		海田湾	
		海田湾中央	
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	12	150 pg-TEQ/g 以下

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

(3) 地下水の状況

事業計画地は、広島湾に面した公有水面埋立地である。

事業計画地及びその周辺の地下水の状況に係る情報は得られなかったものの、事業計画地は広島湾に面しており、地下水は海水の影響を受けやすい状況にあるものと推定される。

なお、事業計画地が位置するマツダ工場の敷地内では、地下水の取水は行われていない。

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

事業計画地が位置する広島市の水質汚濁に係る苦情件数を表 3-30 に示す。

令和 4 年度は 60 件であり、過去 5 年間で減少傾向にある。

表 3-30 水質汚濁に係る苦情件数

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
水質汚濁	100	83	76	66	60

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

広島市における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数を表 3-31 に示す。

令和 4 年度末現在、広島市では 937 事業場、事業計画地が位置する南区では 88 事業場が存在している。

表 3-31 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

項目	広島市			南区			
	排水量区分 (m ³ /日)	50 以上	50 未満	計	50 以上	50 未満	計
特定事業場数		58	879	937	6	82	88

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌汚染の状況

事業計画地が位置する広島市南区仁保沖町には、「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）」に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されている土地はない¹⁾。

(2) 地盤沈下の状況

環境省が公表している「全国地盤環境ディレクトリ（令和4年度版）」によると、事業計画地は「当該年度までに地盤沈下が認められた地域」の範囲には含まれていない。

(3) 土壌汚染、地盤沈下に係る苦情の発生状況

事業計画地が位置する広島市の土壌汚染及び地盤沈下に係る公害苦情件数を表3-32に示す。苦情件数は、過去5年間どちらも0件である。

表3-32 土壌汚染及び地盤沈下に係る苦情件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0

[出典：「令和5年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和6年3月）]

¹⁾ 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」（広島市HP、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13347.html>）

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

1) 陸上地形

(a) 地形の状況

事業計画地及びその周辺の標高分布を図 3-17、図 3-18 に示す。

事業計画地は、広島市の中央部を流れる太田川沿いに形成された平地部の東側に位置しており、平地部を挟み込むように中国山地から続く山地、丘陵地が隣接している。事業計画地の周辺では、北側に標高 222m の黄金山、海を隔てた南側に標高 152m の森山が存在しており、黄金山周辺の高台に住宅地（仁保南など）が形成されている。

また、事業計画地及びその周辺における人工地形及び自然地形は図 3-19 に示すとおりであり、事業計画地は猿猴川河口西側に位置する人工の「埋立地」であり、自然地形分類では「旧水部¹⁾」に分類される。

(b) 重要な地形の分布状況

事業計画地及びその周辺には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集 -危機にある地形-」（小泉武栄他、平成 12 年 12 月）に掲載されている重要な地形は分布していない。

2) 海底地形

事業計画地及びその周辺の海底地形等を図 3-20 に示す。

事業計画地南側直近の水深は 5m 以下であり、沖に向かって深くなっている。また、事業計画地南側から金輪島までの水深は、概ね 10m 以下となっている。

(2) 地質の状況

1) 地質の状況

事業計画地及びその周辺における表層地質を図 3-21 に示す。

事業計画地の表層地質は「未固結堆積物」に分類される。

2) 表層土壌の状況

事業計画地及びその周辺における表層土壌を図 3-22 に示す。

事業計画地周辺には一部未熟土壌及び森林土壌がみられるものの、事業計画地が位置する埋立地及び市街地の広い範囲は土壌区分がされていない。

¹⁾ 国土地理院によると、「旧水部」とは旧版地形図及び古い写真などの資料で水部と確認されたもののうち、現在干拓地、盛土地・埋立地に改変されている自然地形とされている。

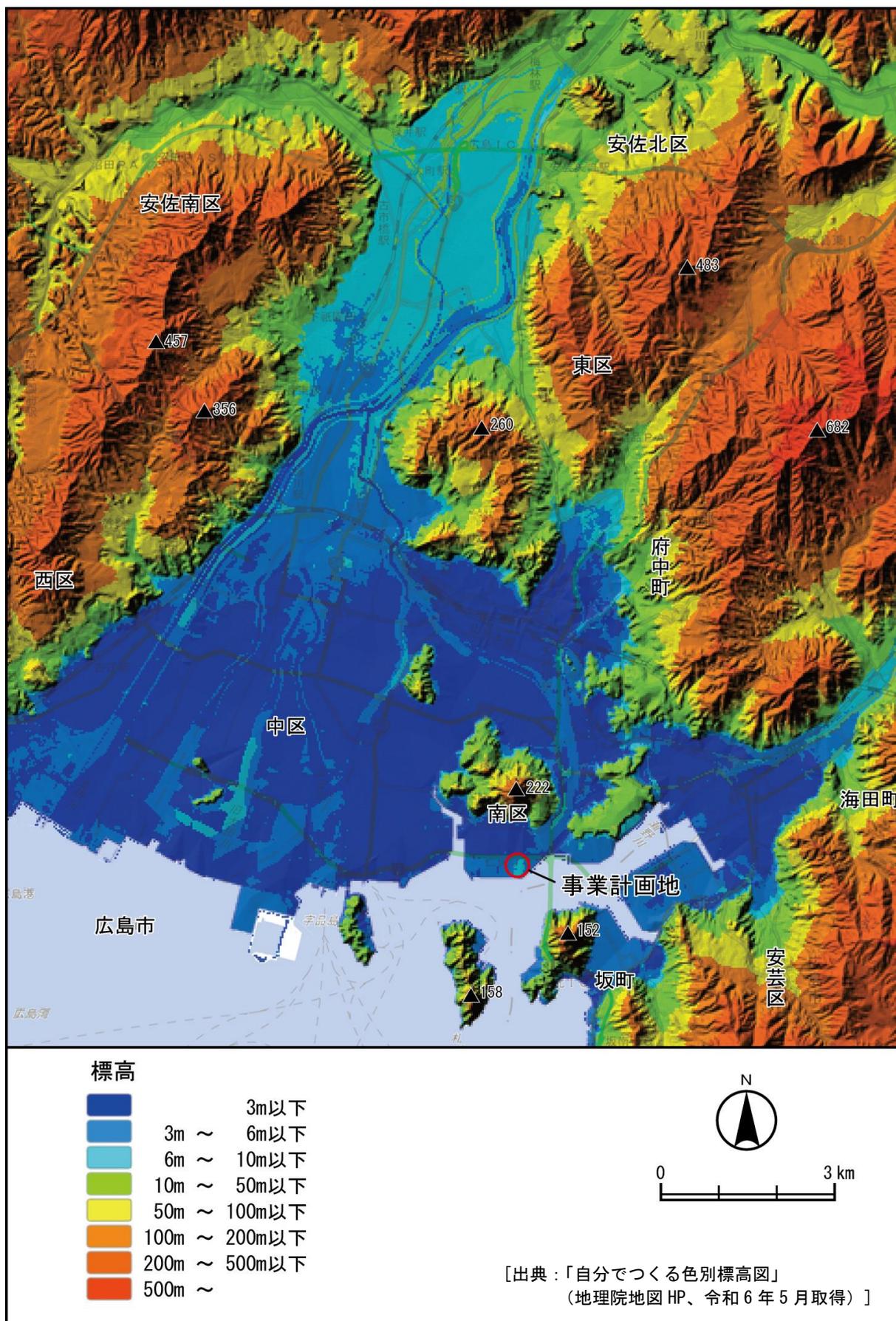


図 3-17 色別標高図 (広域)

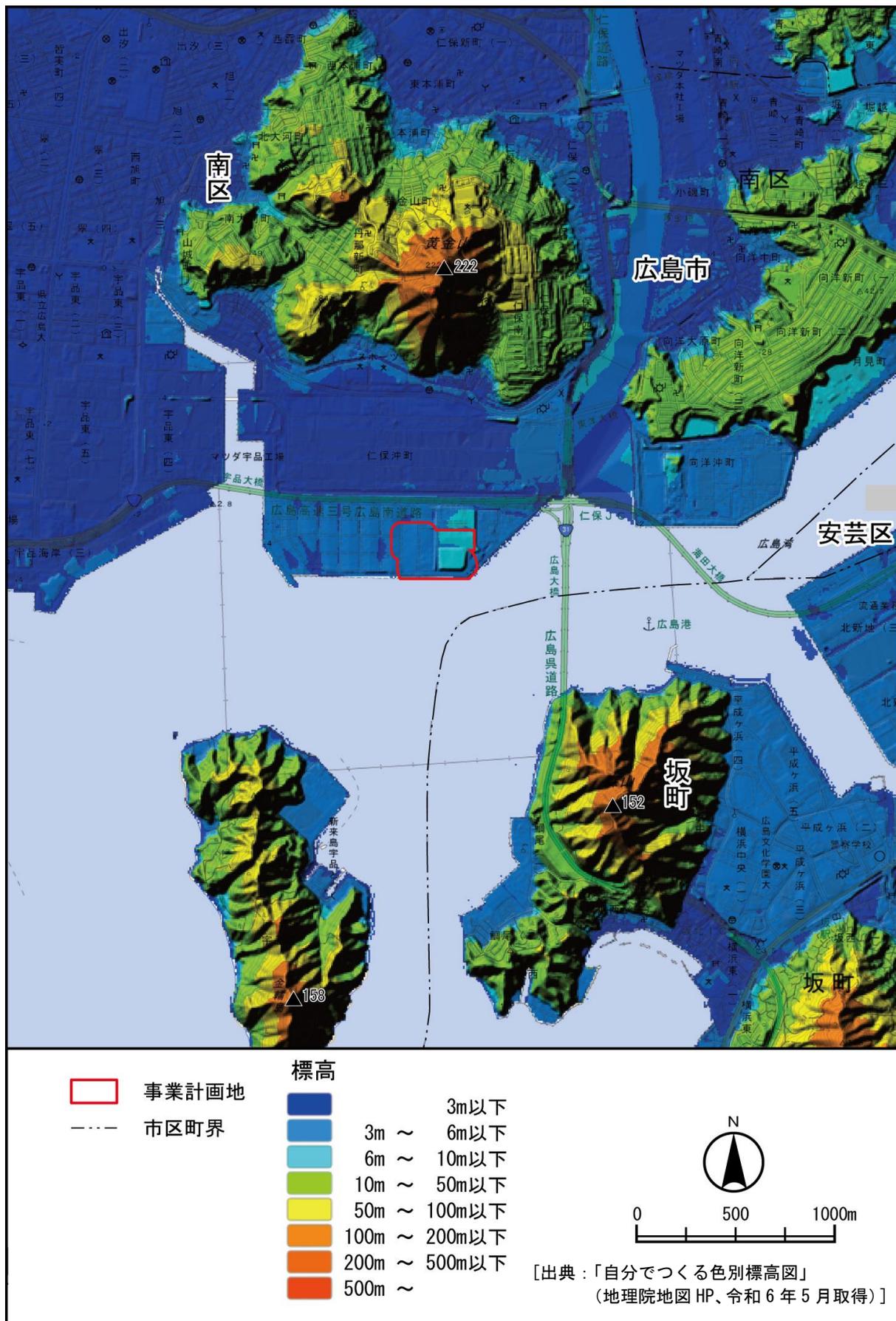
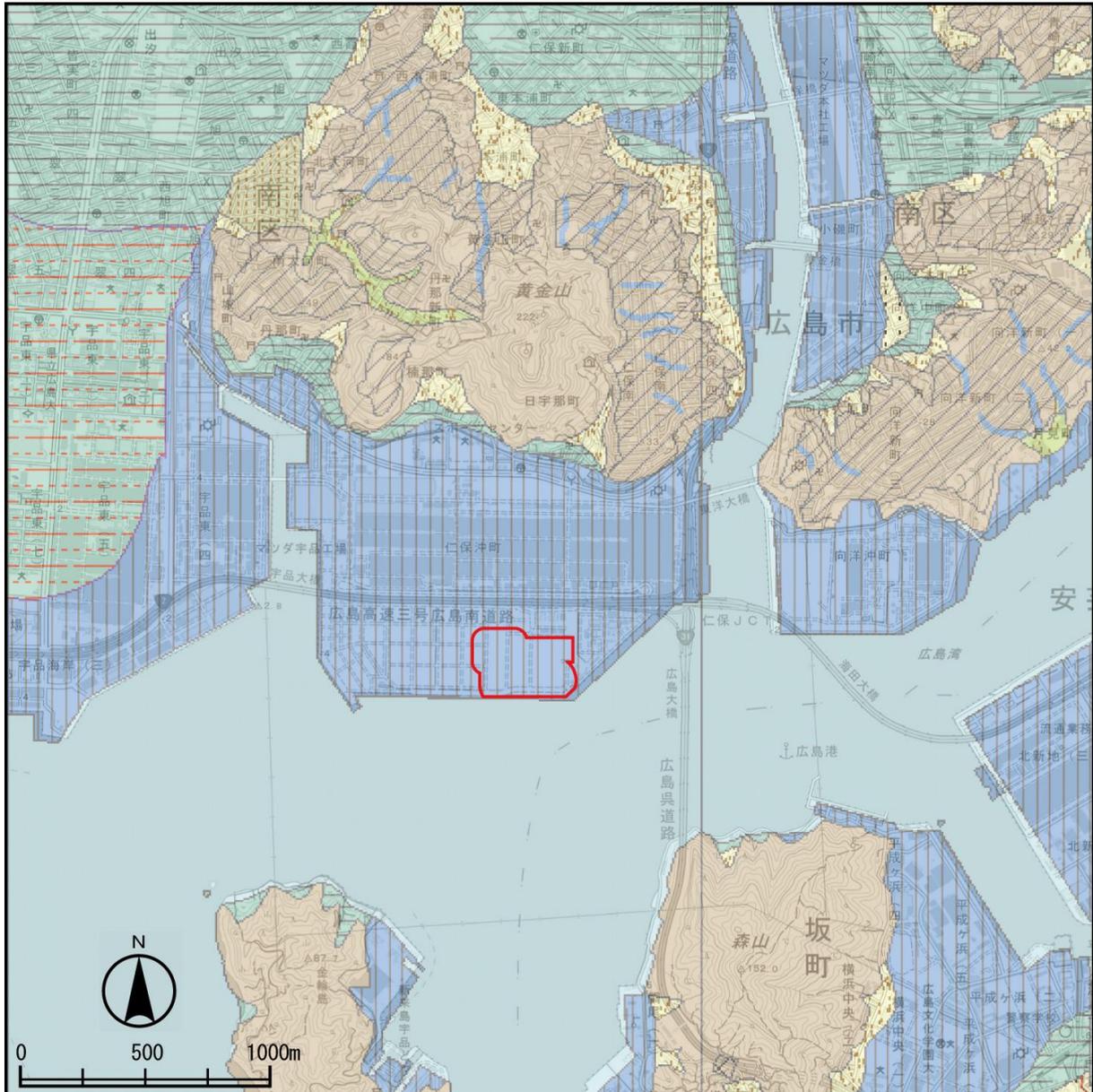


図 3-18 色別標高図 (拡大)



事業計画地

人工地形分類

- 盛土地
- 埋立地
- 干拓地
- 人工平坦地

旧谷線

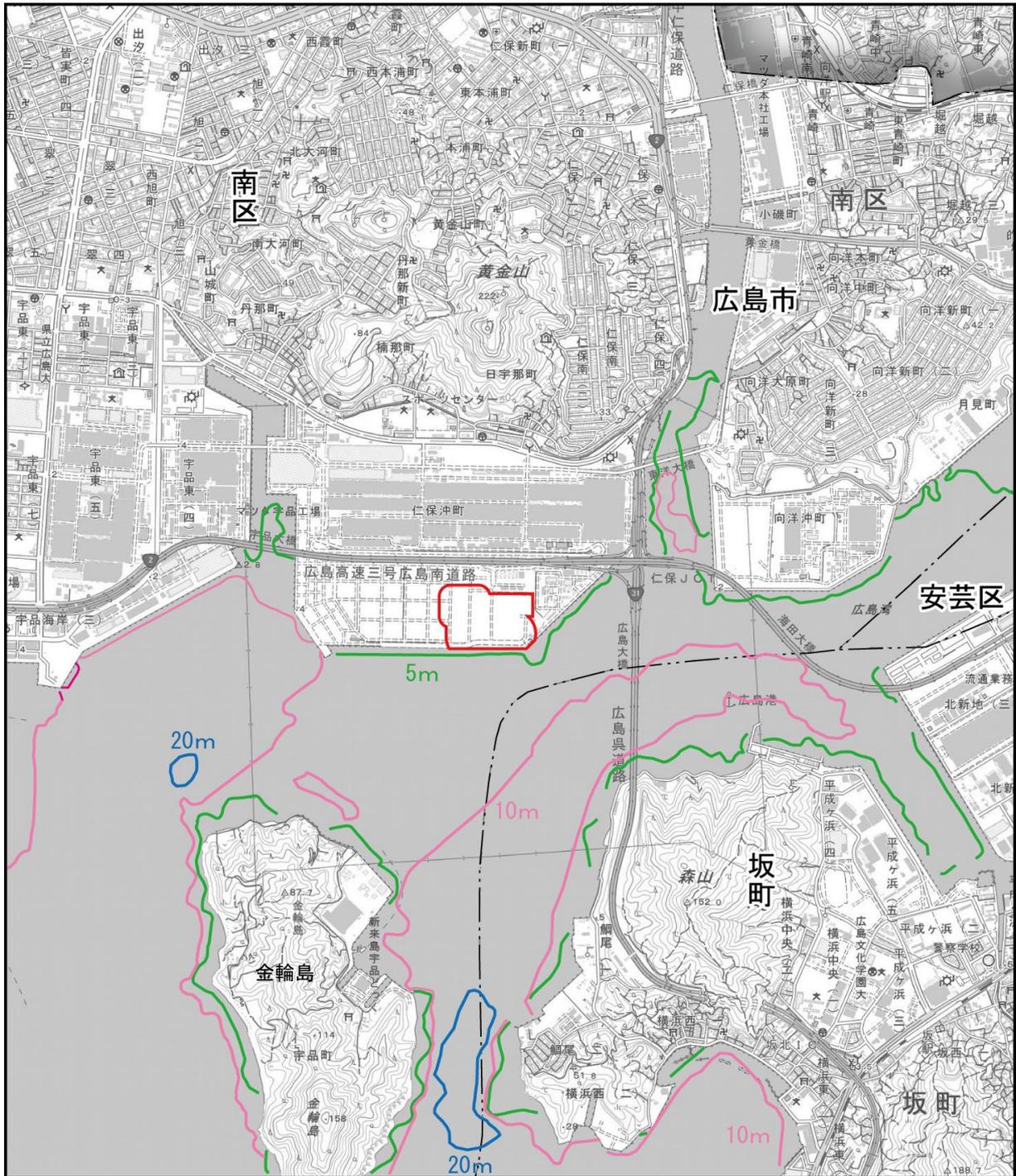
旧谷線

自然地形分類（主区分）

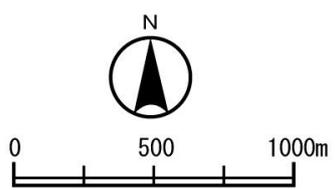
- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山地斜面等 | 三角州・海岸低地 |
| 麓斜面及び崖錐 | 砂州・砂堆（礫州・礫堆） |
| 土石流堆積地 | 現水部 |
| 扇状地 | 旧水部 |

[出典：「環境アセスメントデータベース（人工地形及び自然地形分類図：縮尺 1/5 万）」
（環境省 HP、令和 6 年 4 月取得）]

図 3-19 人工地形及び自然地形の分類図

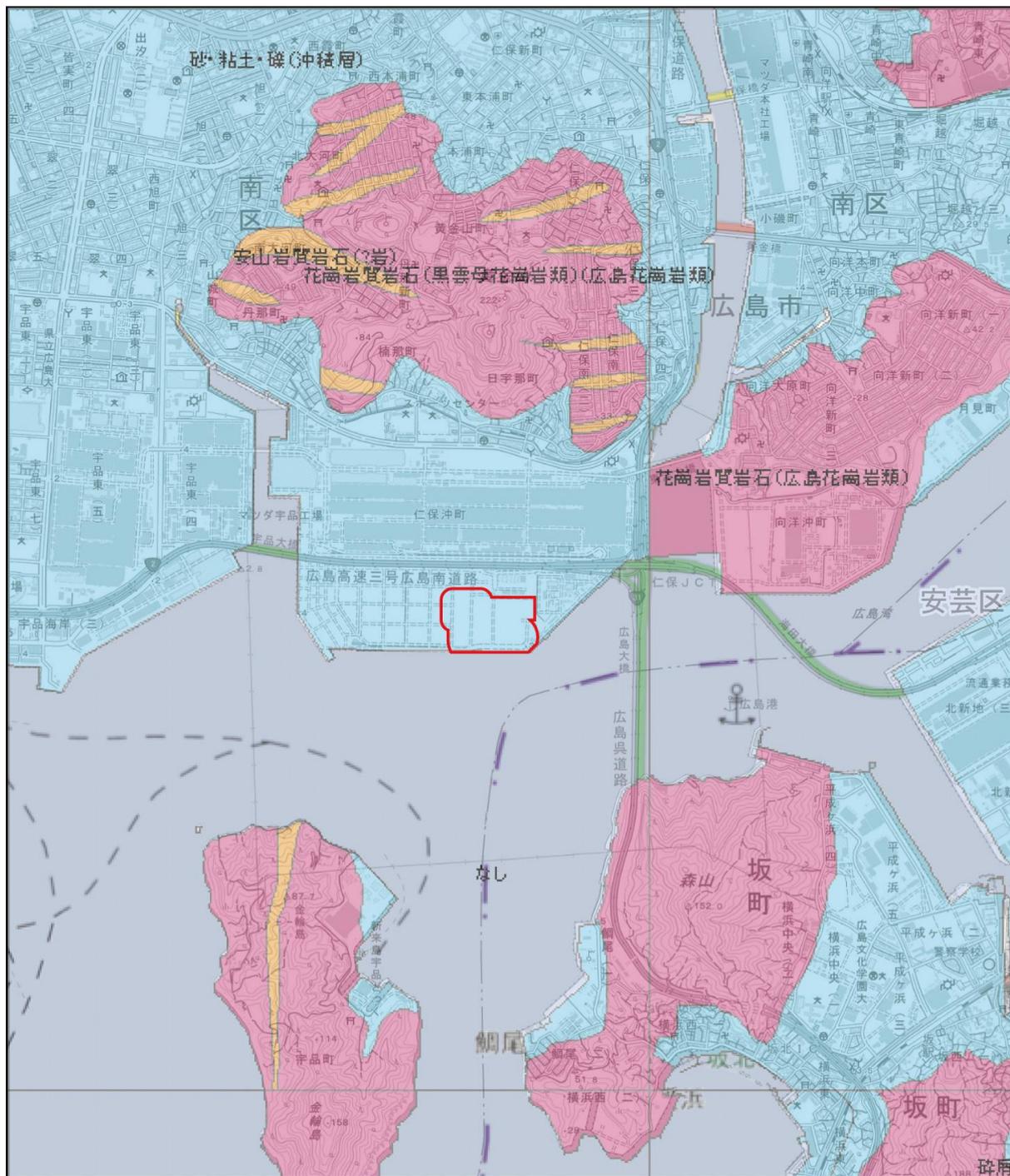


- 事業計画地
- 市区町界
- 最低水面下の水深
 - 5m
 - 10m
 - 20m

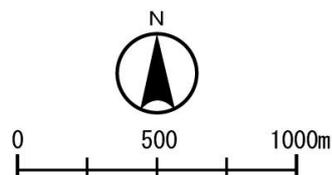


[出典：「海図（広島港東部）」（海上保安庁、平成 27 年 2 月刊行令和 5 年 9 月補刷）]

図 3-20 海底地形図



- 事業計画地
- 未固結堆積物
- 火山性岩石
- 深成岩



[出典：「環境アセスメントデータベース（表層地質図：縮尺1/5万）」（環境省HP、令和6年4月取得）]

図3-21 表層地質図

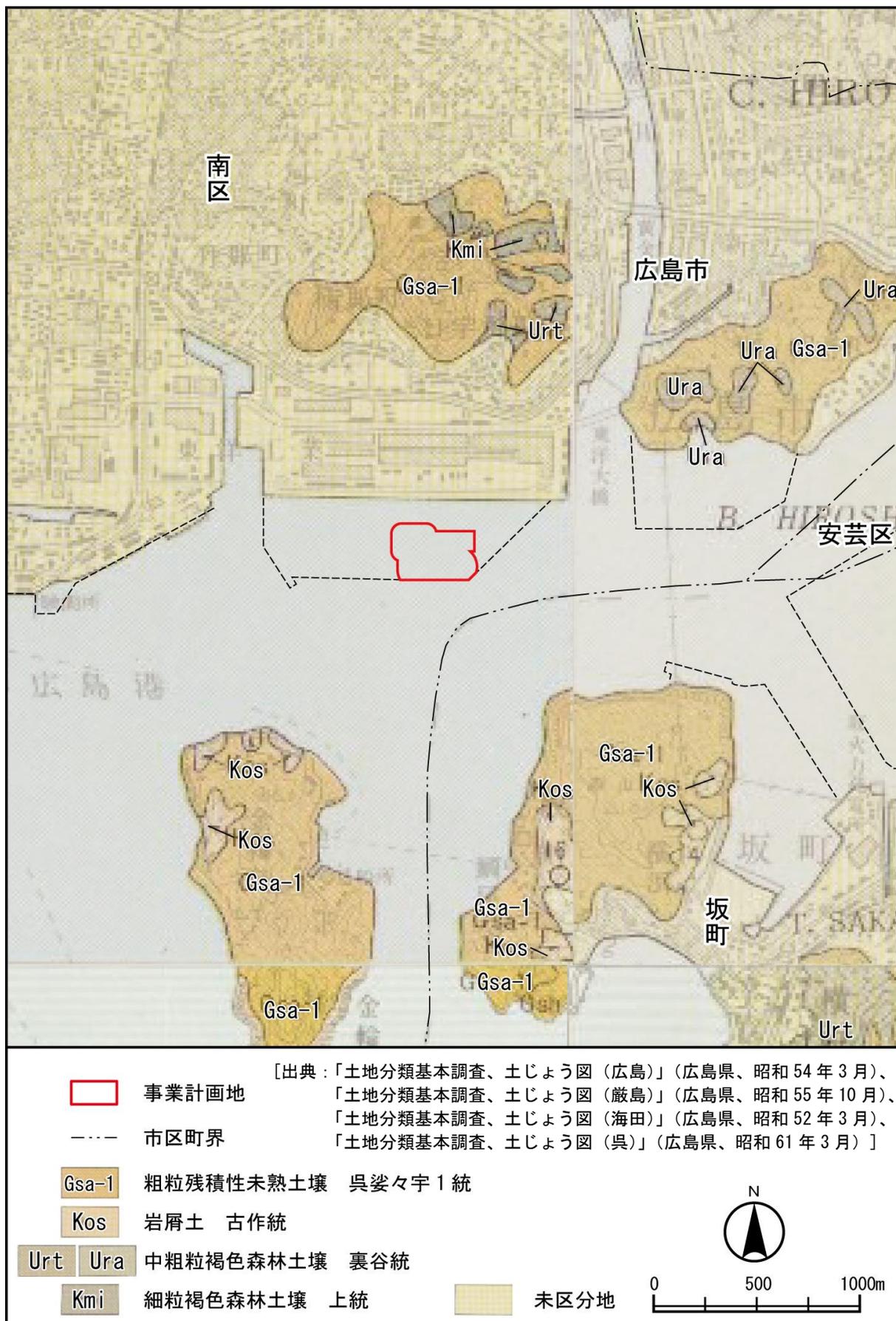


図 3-22 表層土壌図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

広島湾側（広島大橋）からみた事業計画地の外観を、図 3-23 に示す。また、事業計画地及びその周辺の現存植生図は図 3-24、植生自然度は図 3-25 に示すとおりである。

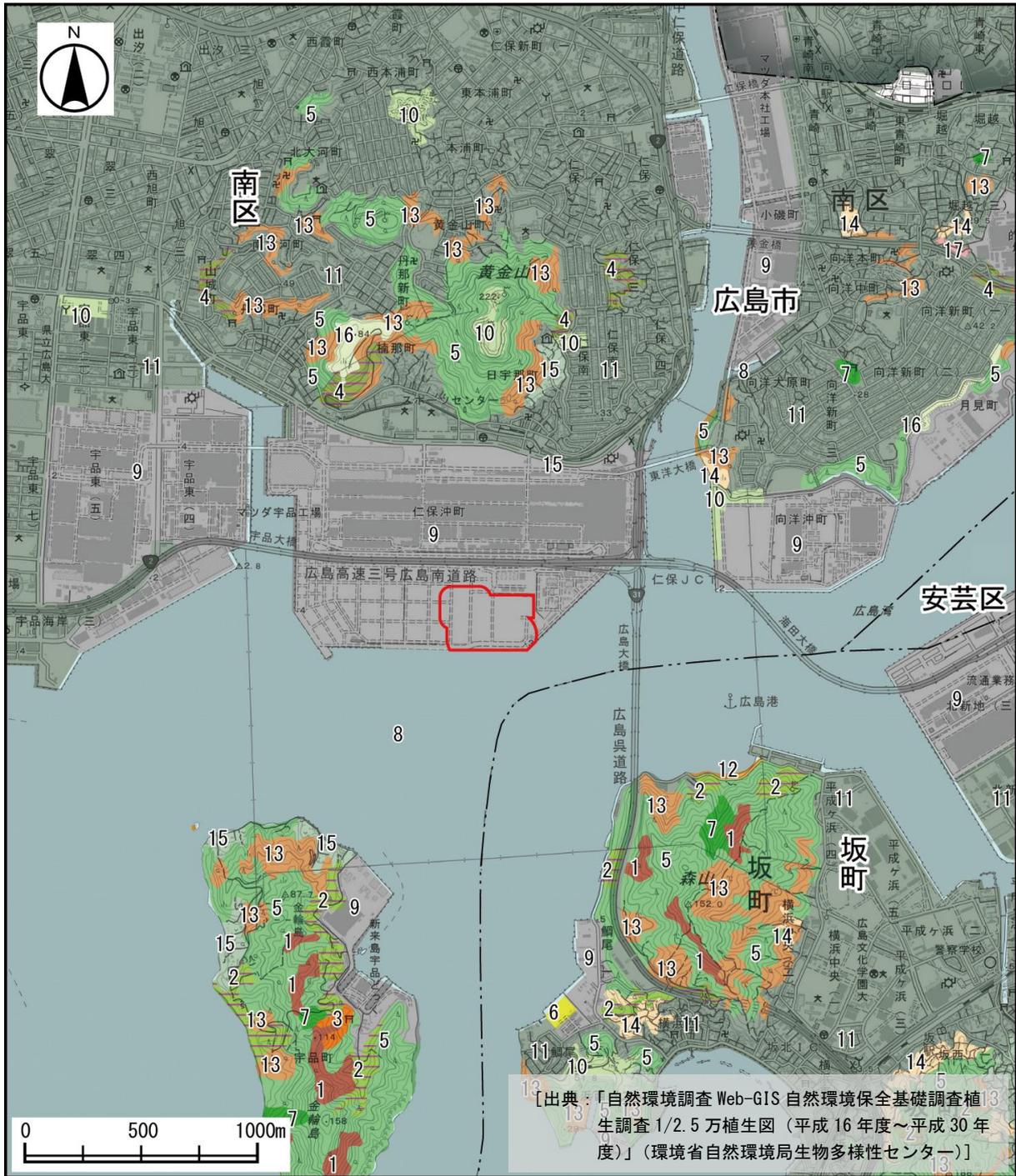
現存植生図をみると、事業計画地の北側には黄金山を中心にコナラ群落、竹林、緑の多い住宅地等が存在しているが、人工の埋立地である事業計画地は「工場地帯」と分類され、植物群落は存在しない。そのため、植生自然度としても、植生自然度 1（市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区）となっており、様々な陸生生物の生息場となる湿地、耕作地、樹林等は存在しない。

また、事業計画地の南側に広がる広島湾（北部）及び海田湾は、坂町や金輪島の沿岸部でかきの養殖業が盛んである一方で、閉鎖度が高い海域であることで、COD が環境基準を達成していない地点もあり（p. 3-26、水質の状況参照）、夏季には底層 DO が 2mg/L 以下となる貧酸素水塊が発生するなど（図 3-26）、富栄養化が懸念されている海域である。また、水生生物の生息場となる藻場、海岸、干潟などについて、坂町や金輪島の広島湾湾口部に向けた位置にアマモ場が存在しているが（図 3-27）、事業計画地近傍は全て垂直護岸となっており、いずれの場も存在しない。

このような状況を踏まえると、事業計画地及び隣接する海域においては「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第 4 版）レッドデータブックひろしま 2021」（広島県、令和 4 年 3 月）や「広島市の生物—まもりたい生命の営み—」（広島市、平成 12 年 3 月）において選定される重要な動植物が生息・生育している可能性、また地域を特徴づける生態系が成立している可能性は低い。

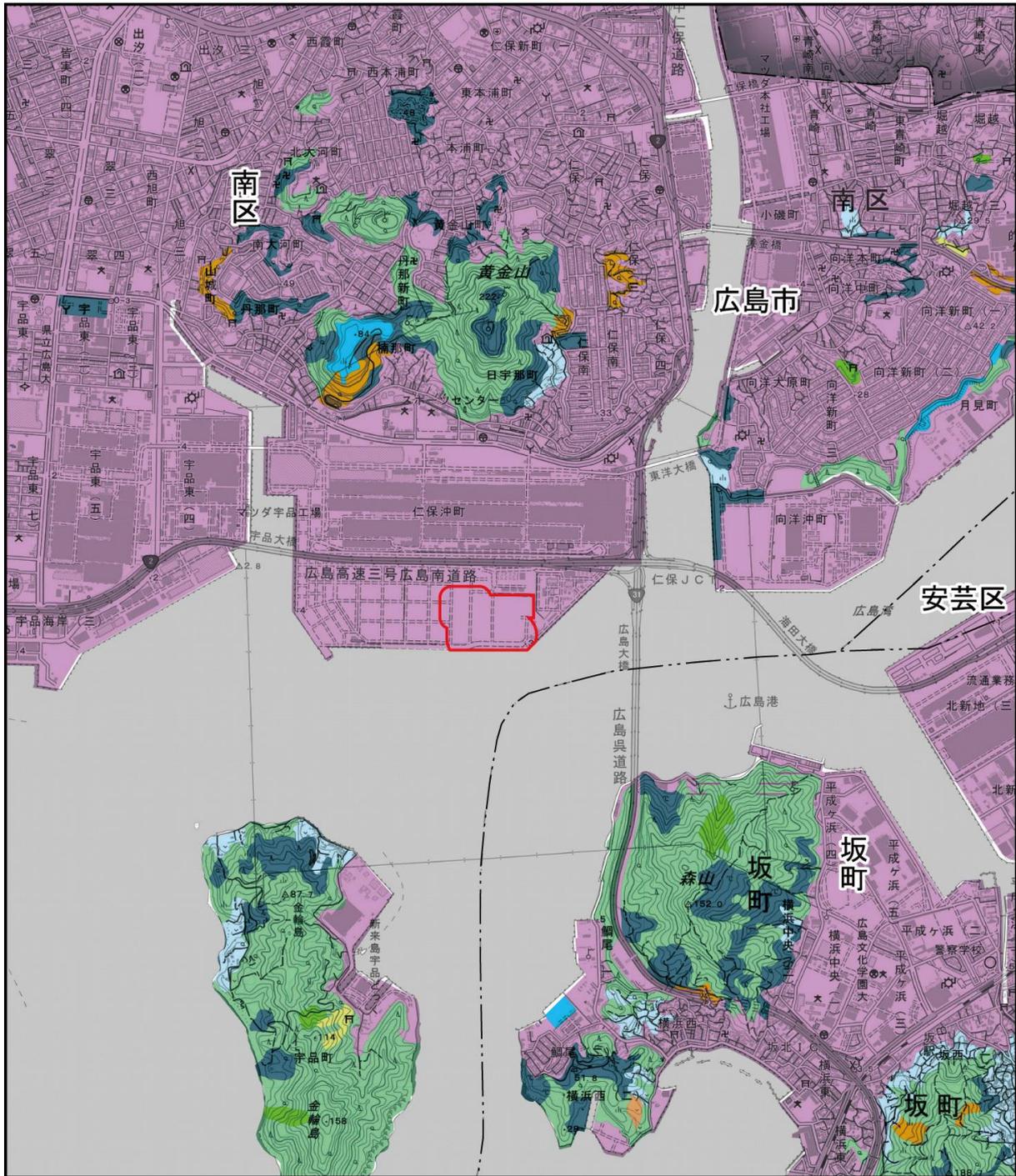


図 3-23 事業計画地の外観（広島大橋より撮影）
（令和 6 年 3 月撮影）

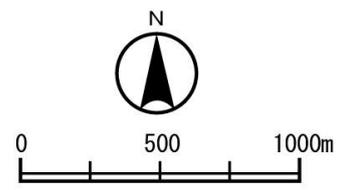


	事業計画地		市区町界
	1 アカマツ群落 (VII)		7 シイ・カシ二次林
	2 アカメガシワ-エノキ群落		8 開放水域
	3 ウラジロ-コシダ群落		9 工場地帯
	4 クサギ-アカメガシワ群落		10 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	5 コナラ群落 (VII)		11 市街地
	6 ゴルフ場・芝地		12 自然裸地
			13 竹林
			14 畑雑草群落
			15 緑の多い住宅地
			16 路傍・空地雑草群落
			17 クズ群落
			18 造成地

図 3-24 現存植生図

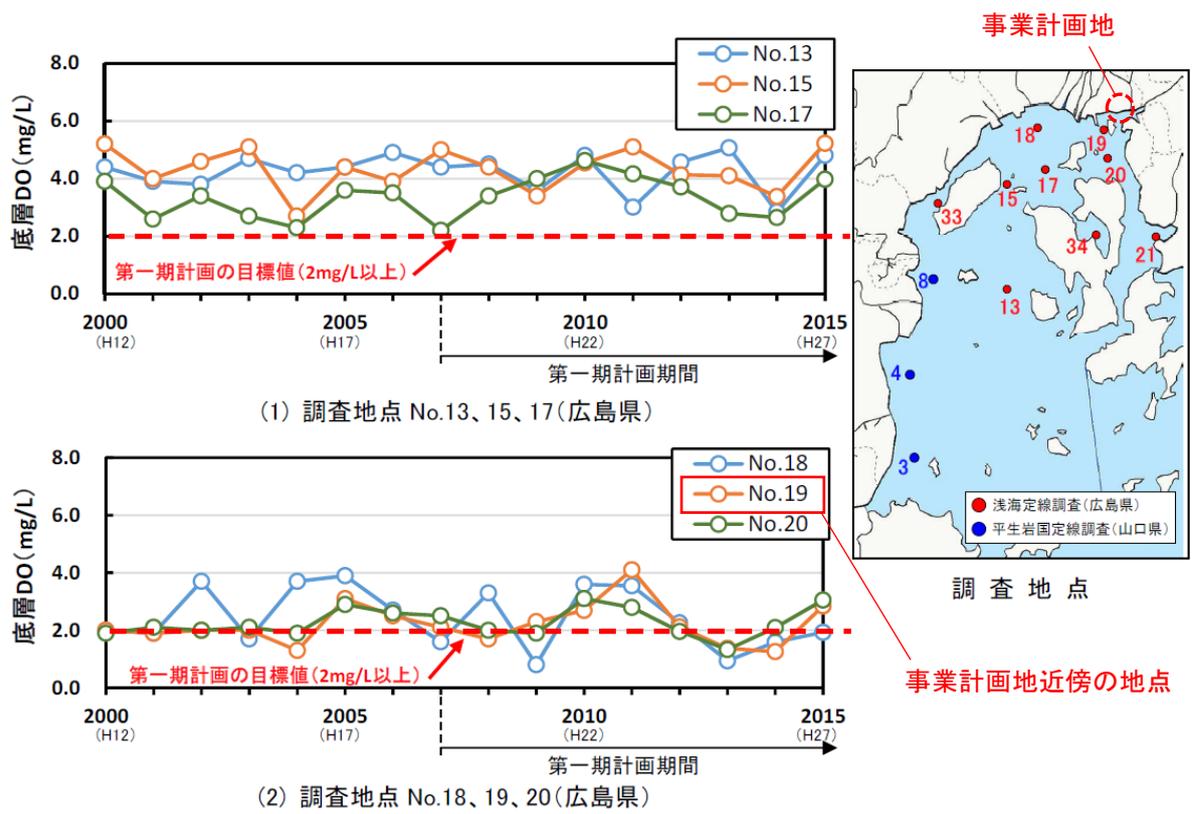


- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|  | 事業計画地 |  | 市区町界 |
|  | 植生自然度 10 |  | 植生自然度 5 |
|  | 植生自然度 9 |  | 植生自然度 4 |
|  | 植生自然度 8 |  | 植生自然度 3 |
|  | 植生自然度 7 |  | 植生自然度 2 |
|  | 植生自然度 6 |  | 植生自然度 1 |



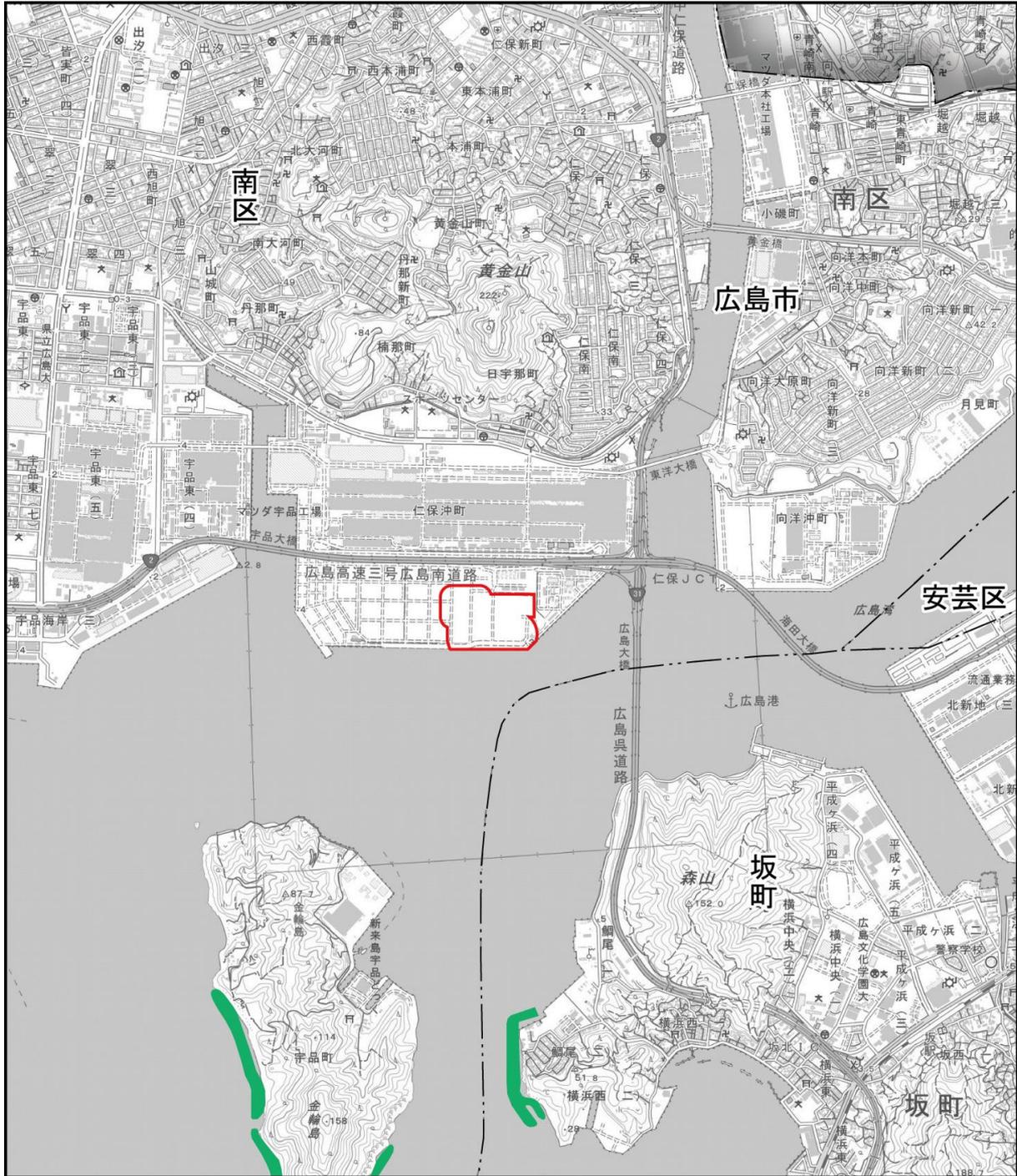
[出典：「自然環境調査 Web-GIS 自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5 万植生図（平成 16 年度～平成 30 年度）」（環境省自然環境局生物多様性センター）]

図 3-25 植生自然度

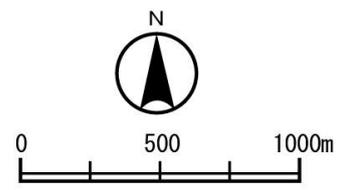


[出典：「広島湾再生行動計画（第二期）」（広島湾再生推進会議、平成 29 年 3 月）]

図 3-26 広島湾における底層DO（年間最低値）の推移



- 事業計画地
- 市区町界
- アマモ場



[出典：「自然環境情報 GIS 提供システム（第 4、5 回自然環境保全基礎調査、藻場調査）」
 （環境省自然環境局生物多様性センター）]

図 3-27 藻場の分布状況

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

事業計画地及びその周辺の主要な眺望点は表 3-33、図 3-28 に示すとおりであり、展望台から広島湾の俯瞰景を楽しむ眺望点及び海沿いの眺望点が存在する。

事業計画地の周辺には文化財保護法等で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝、「第 3 回自然環境保全基礎調査」で整理された自然景観資源、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）で登録されている自然遺産は存在しない。

また、「広島市景観計画」（令和 4 年 1 月 4 日施行）によると、事業計画地及びその周辺には景観計画重点地区（景観上特に重要であり景観形成の優先性の高い地区）のうち「リバーフロント・シーフロント地区」に指定された範囲があり、このうち事業計画地の一部が指定されるシーフロント地区は広島港色彩計画の対象区域として建築物の建築等に当たっては色彩等の形態意匠が規制される（図 3-28）。

2) 主要な眺望点からの景観の状況

主要な眺望点からの事業計画地方向の眺望景観を表 3-34 に示す。

各眺望点からはいずれも事業計画地は視認可能であるが、黄金山展望台及び森山遊歩道展望休憩所では、樹林の存在により事業計画地の一部が視界の隅に確認される程度であった。また、宇品波止場公園では、事業計画地方向に向けた眺望点は整備されていない。

表 3-33 主要な眺望点

No.	名称	概要	
1	黄金山展望台 (黄金山公園)	<p>黄金山(おうごんざん)は標高222mの山で、広島湾と市街地が一望できる山上公園である。戦国時代には、瀬戸内海を広く見渡せる山城があったといわれている。山頂の駐車場には売店とトイレが備えられており、階段を上って展望台へたどり着ける。</p> <p>黄金山は桜の名所でもあり、昼は憩いの場、夜は広島市でも有数の夜景スポットとして親しまれている。展望台からは広島湾が一望でき、瀬戸内海を行き交う船の見張り場所として最適だったことが実感できる。</p>	
2	横浜公園展望台	<p>横浜公園は広島市街から東に向けて車で走ること30分の広島湾に面したところに位置し、小高い丘全体が公園になっている。5.8haの広々とした公園スペースには、休憩広場、自由広場、憩いの広場、探索の丘、梅園、桜園等人と自然とのふれあいをテーマにした広場がレイアウトされている。</p> <p>公園の中で一番眺望の良い場所にある展望台(標高約52m)からは広島市内、瀬戸内海が一望できる。</p>	
3	宇品波止場公園	<p>宇品波止場公園(標高約3m)は、1989年に開催された海と島の博覧会のシンボル「パラダイスの塔」、六管栈橋跡や旧宇品線の線路等が展示されており、広島港の歴史を感じることできる公園である。</p> <p>広島湾に面しており、広島港に入港する日本や外国の客船を見ることができ、入港時には近くで歓迎式典が開かれることもある。</p>	
4	森山遊歩道 展望休憩所	<p>森山遊歩道展望所(標高約152m)は安芸郡坂町の西に突き出た岬に位置する山上公園である。JR坂駅から約1.2kmと近く、広島市街地からもアクセスしやすい。</p> <p>坂町が整理した坂町遊歩道マップ(森山ルート)に展望休憩所として掲載されており、山頂の展望所からの眺望は良好で仁保沖・金輪島を望むことができる。</p>	

[出典:「Google Map」(地図データ@2024)、
「広島市 HP/南区を歩こう(黄金山)」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/minamiku/5086.html>)、
「坂町 HP/横浜公園」(<https://www.town.saka.lg.jp/2023/04/07/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%85%ac%e5%9c%92/>)、
「広島県 HP/宇品波止場公園(広島市南区)」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/221/park-park05.html>)、
「坂町 HP/坂町遊歩道マップ」(<https://www.town.saka.lg.jp/2024/01/29/%e5%9d%82%e7%94%ba%e9%81%8a%e6%ad%a9%e9%81%93%e3%83%9e%e3%83%83%97-2/>)、いずれも令和6年4月取得]

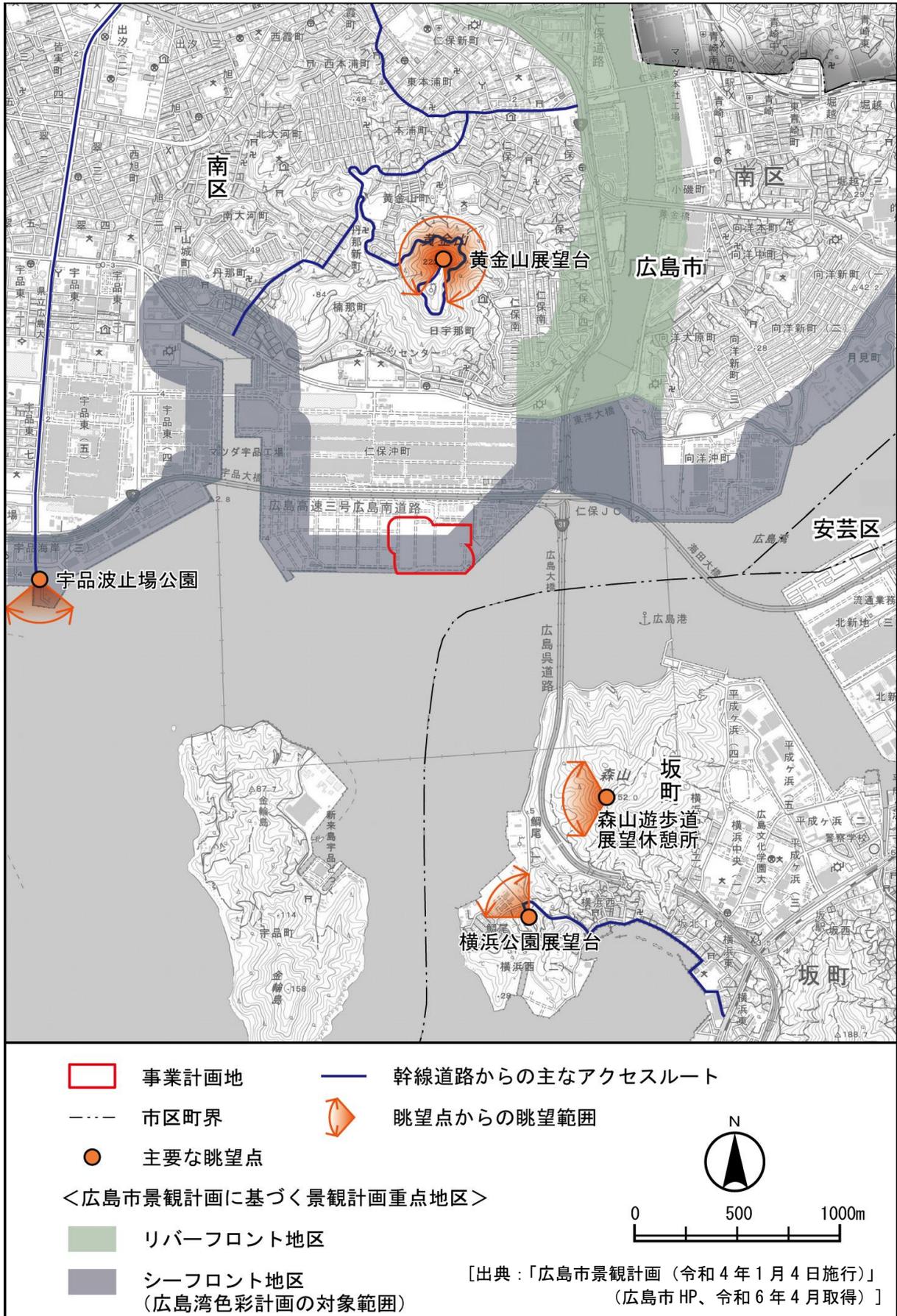


図3-28 主要な眺望点と広島市景観計画に基づく景観計画重点地区

表 3-34 眺望点からの事業計画地方向の眺望景観

No.	名 称	概 要
1	<p>黄金山展望台 (黄金山公園)</p>	<p>眺望点の展望デッキは主に北東側の市街地や南西側の瀬戸内海に向けて整備されている。</p> <p>それらの方角に事業計画地は含まれないが、展望台から海田町・坂町方面（南東側）を望んだ際に、視界の隅に事業計画地の一部が確認される。</p> <p>なお、黄金山公園の南側にも展望台が整備されているが、周辺は樹木（さくら）が植樹されており景観は眺望できない。</p>  <p>令和6年3月13日撮影</p>
2	<p>横浜公園展望台</p>	<p>眺望点の展望台は北東側の金輪島や広島市の工業地帯（シーフロント地区）に向けて整備されており、金輪島北側沿岸部のかき筏を中心とした眺望がみられる。</p> <p>シーフロント地区側を望んだ際には、黄金山の前面に事業計画地が確認できる。</p>  <p>令和6年3月12日撮影</p>
3	<p>宇品波止場公園</p>	<p>公園内の主な眺望点は、海岸沿いに整備された散策路（プロムナード）であり、南側の金輪島や宇品島に向けた眺望がみられる。</p> <p>事業計画地方向は公園内の芝生広場から見るができるが、フェンスが設置されており眺望点として整備されていない。</p> <p>なお、公園内は整備のため令和6年4月11日まで利用制限されていたが、現在は開放されている。</p>  <p>令和6年5月20日撮影</p>
4	<p>森山遊歩道 展望休憩所</p>	<p>眺望点の展望台は東側の金輪島や広島市のシーフロント地区に向けて整備されており、横浜公園展望台に比べて高所にあることで遠方まで見晴らすことができる。</p> <p>シーフロント地区側を望んだ際には、視界の隅に事業計画地の一部が確認できる。</p>  <p>令和6年3月12日撮影</p>

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業計画地及びその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3-35、図 3-29 に示す 4 地点が存在する。

表 3-35 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名称	概要	
1	黄金山公園	<p>標高 222m の黄金山の山頂に整備された、広島湾と市街地が一望できる山上公園である。山頂の駐車場には売店とトイレが備えられており、階段を上った展望台からは広島市内随一ともいえる絶景を楽しむことができる。</p> <p>山頂へは車でも行けるが、風景を楽しみながら徒歩(約 1 時間強)で登ることもできる。木々の合間から市街地や広島湾が見え隠れする場所があり、春の桜のトンネルやピンク色のベルトは絶景である。</p> <p>眺望を目的とした利用者が多いが、春には桜の花見や秋には紅葉狩りを目的とした利用者も増える。</p>	
2	横浜公園	<p>横浜公園は広島市街から東に向けて車で走ること 30 分の広島湾に面したところに位置し、小高い丘全体が公園になっている。5.8ha の広々とした公園スペースには、駐車場(有料)も整備され、休憩広場、自由広場、憩いの広場、探索の丘、梅園、桜園等人と自然とのふれあいをテーマにした広場がレイアウトされている。</p> <p>公園の中で一番眺望の良い場所にある展望台(標高約 52m)からは広島市内、瀬戸内海が一望できる。</p>	
3	宇品波止場公園	<p>宇品波止場公園(標高約 3m)は、1989 年に開催された海と島の博覧会のシンボル「パラダイスの塔」、六管棧橋跡や旧宇品線の線路等が展示してある等、広島港の歴史を感じることでできる公園である。</p> <p>広島湾に面しており、広島港に入港する日本や外国の客船を見ることができ、入港時には近くで歓迎式典が開かれることもある。</p> <p>公園内には駐車場(有料)やトイレも整備され、公園内での散策や犬の散歩で日常的に利用されるほか、隣接する商業施設と併せた利用者もみられる。</p>	
4	森山遊歩道	<p>森山遊歩道展望所(標高約 152m)は安芸郡坂町の西に突き出た岬に位置する山上公園である。車では直接アクセスできないが、JR 坂駅から約 1.2km と近く、広島市街地からもアクセスしやすい。</p> <p>坂町が整理した坂町遊歩道マップには 5 つのルートが掲載されており、低山ではあるが緑を感じながらハイキングを楽しむことができる。展望所からの眺望は良好で仁保沖・金輪島を望むことができる。</p>	

[出典：「Google Map」(地図データ@2024)、
「広島市 HP/南区を歩こう(黄金山)」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/minamiku/5086.html>)、
「坂町 HP/横浜公園」(<https://www.town.saka.lg.jp/2023/04/07/%e6%a8%aa%e6%b5%9c%e5%85%ac%e5%9c%92/>)、
「広島県 HP/宇品波止場公園(広島市南区)」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/221/park-park05.html>)、
「坂町 HP/坂町遊歩道マップ」(<https://www.town.saka.lg.jp/2024/01/29/%e5%9d%82%e7%94%ba%e9%81%8a%e6%ad%a9%e9%81%93%e3%83%9e%3%83%e3%83%97-2/>)、いずれも令和 6 年 4 月取得]

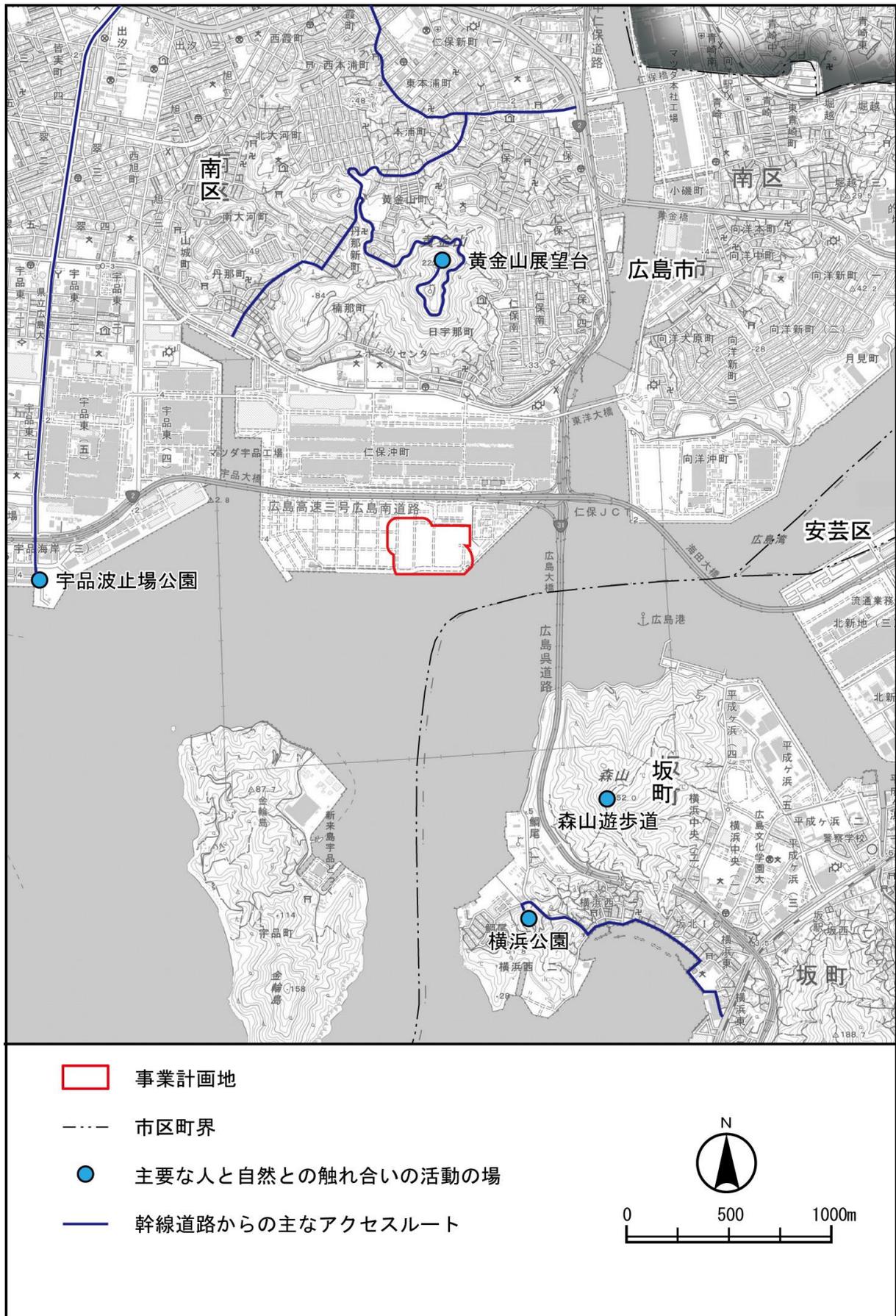


図 3-29 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

広島県では、広島市、廿日市市、東広島市、尾道市、三次市の5か所にモニタリングポストが設置され空間線量率が連続測定されている。事業計画地から最寄り（北西側約3.5km）のモニタリングポスト（広島県健康福祉センター、広島市南区皆実1丁目6番29号：図3-30）の測定結果を表3-36に示す。

令和5年の年平均値は48nGy/hであり、異常な値はみられない¹⁾。

表 3-36 空間線量率の測定結果

調査地点	年	空間線量率 (nGy/h)		
		最大値	最小値	平均値
広島県健康福祉センター (地上 39.4m)	令和元年	68	44	47
	令和2年	74	44	48
	令和3年	78	35	48
	令和4年	76	44	48
	令和5年	82	37	48

【出典：「日本の環境放射能と放射線/放射線データベース」

(<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>)、令和6年4月取得】



図 3-30 空間線量率の測定位置（広島県健康福祉センター）

¹⁾ 空間線量率とは、対象とする空間の単位時間あたりの放射線量のこと。放射線量を物質が放射線から吸収したエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は Gy/h（グレイ/時）で表す。なお、Gy（グレイ）は物が単位質量あたりに放射線から受けるエネルギー量を表す単位であるのに対し、Sv（シーベルト）は放射線による人体（生物）への被曝影響を表す単位である。

原子力規制庁が策定した「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（令和3年12月21日改訂）によると、Gy から Sv を求める場合、原則として Gy に 0.8 を乗ずることとされている。これを基にすると、広島市における令和5年度の平均値（48nGy/h）は約 38nSv/h（約 0.038 μSv/h）、年間（365日×24時間）の被ばく線量は約 0.34mSv となり、一般の人々の健康を守るための基準である年間の公衆被ばくの線量限度 1mSv を下回っている。

3.1.8 文化財の状況

事業計画地及びその周辺の指定文化財及び埋蔵文化財は表 3-37、表 3-38 及び図 3-31 に示すとおりであり、事業計画地及び近接する場所には固有の文化財は存在しない。

表 3-37 指定文化財

番号	区分	名称	所在地
①	国指定重要文化財	旧広島陸軍被服支廠倉庫施設	広島市南区出汐二丁目
—	国特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず
—	国天然記念物	烏骨鶏	地域を定めず
—	国天然記念物	ヤマネ	地域を定めず

備考) 表中の番号は、図 3-31 に対応している。

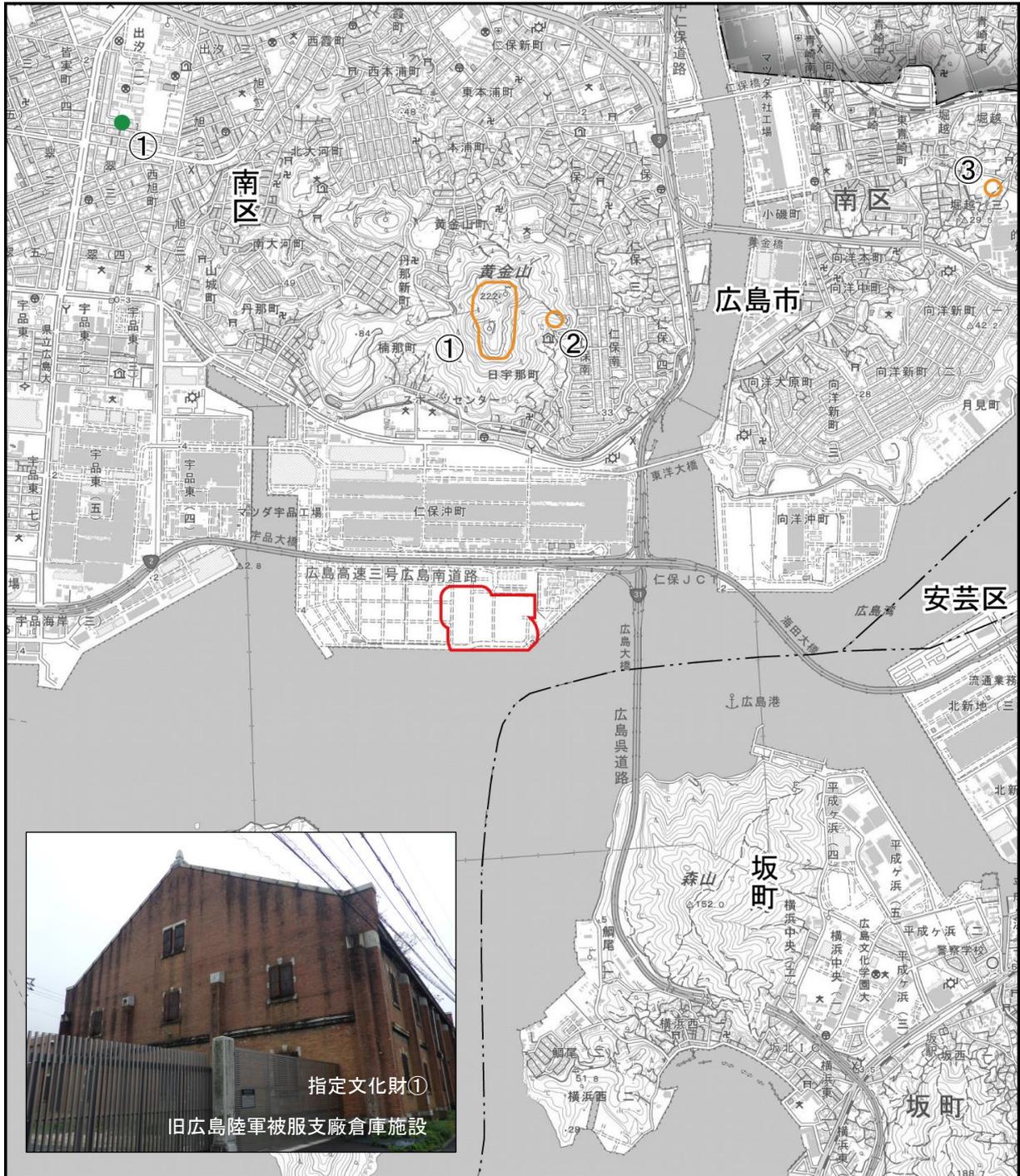
[出典：「広島県教育委員会 HP/広島県の文化財/広島市/坂町」、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-area-area01.html>）、
「広島市 HP/広島市の文化財」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/11419.html>)
いずれも令和 6 年 4 月取得]

表 3-38 埋蔵文化財

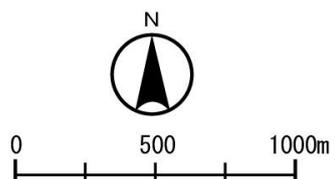
番号	区分	名称	所在地
①	城跡	仁保城跡	広島市南区黄金山町
②	貝塚	日宇那貝塚	広島市南区日宇那町
③	貝塚	堀越貝塚	安芸区堀越

備考) 表中の番号は、図 3-31 に対応している。

[出典：「広島県教育委員会 HP/広島県の文化財/広島市/坂町」、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-area-area01.html>）、
「広島市 HP/広島市の文化財」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/11419.html>)
いずれも令和 6 年 4 月取得]



- 事業計画地
- 市区町界
- 埋蔵文化財
- 指定文化財



[出典：「広島県教育委員会 HP/広島県の文化財/広島市/坂町」、
 (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-area-area01.html)、
 「広島市 HP/広島市の文化財」(https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/11419.html)
 いずれも令和6年4月取得]

図 3-31 指定文化財及び埋蔵文化財位置図